

平成 18 年 6 月 定例会（第 279 回）  
6 月 26 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

- 1 [奈良県国民保護計画について](#)
- 2 [周産期医療について](#)
- 3 [障害児に対する療育支援について](#)
- 4 [中小企業高度化資金について](#)
- 5 [世界遺産平城宮跡の保護について](#)
- 6 [少年補導条例について](#)

平成 18 年 6 月 定例会（第 279 回）

平成十八年

第二百七十九回定例奈良県議会会議録 第四号

六月

平成十八年六月二十六日（月曜日）午後一時開議

出席議員（四十二名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 一番  | 欠員    | 二番  | 吉田勝亮  |
| 三番  | 井岡正徳  | 四番  | 奥山博康  |
| 五番  | 浅川清仁  | 六番  | 上村庄三郎 |
| 七番  | 森山賀文  | 八番  | 山村幸穂  |
| 九番  | 田中美智子 | 一〇番 | 今井光子  |
| 一一番 | 欠員    | 一二番 | 山本進章  |
| 一四番 | 欠員    | 一五番 | 神田加津代 |
| 一六番 | 菅野泰功  | 一七番 | 上田 悟  |
| 一八番 | 田中惟允  | 一九番 | 藤本昭広  |
| 二〇番 | 畠 真夕美 | 二一番 | 上松正知  |
| 二二番 | 欠員    | 二三番 | 粒谷友示  |
| 二四番 | 荻田義雄  | 二五番 | 中辻寿喜  |
| 二六番 | 安井宏一  | 二七番 | 丸野智彦  |
| 二八番 | 辻本黎士  | 二九番 | 吉川隆志  |
| 三〇番 | 岩城 明  | 三一番 | 田尻 匠  |
| 三二番 | 高柳忠夫  | 三三番 | 岩田国夫  |
| 三四番 | 国中憲治  | 三五番 | 秋本登志嗣 |
| 三六番 | 小泉米造  | 三七番 | 飯田 正  |
| 三八番 | 米田忠則  | 三九番 | 松井正剛  |
| 四〇番 | 出口武男  | 四一番 | 新谷紘一  |
| 四二番 | 小林 喬  | 四三番 | 服部恵竜  |
| 四四番 | 山下 力  | 四六番 | 中村 昭  |
| 四七番 | 梶川虔二  | 四八番 | 川口正志  |

欠席議員（二名）

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 一三番 | 中野雅史 | 四五番 | 山本保幸 |
|-----|------|-----|------|

議事日程

- 一、当局に対する一般質問
- 一、意見書決議

△開会式

○副議長（辻本黎士） これより本日の会議を開きます。

-----  
○副議長（辻本黎士） この際、お諮りします。

意見書決議を本日の日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、二十三番粒谷友示議員に発言を許します。――二十三番粒谷友示議員。（拍手）

◆二十三番（粒谷友示） （登壇）議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、ことし一月に生駒市長選が行われました。全国でも最年少と言われる若い新市長が誕生いたしました。市民の多くの皆さん方は、この若い新市長に大きな期待をされているところでございます。しかしながら、三月の生駒市議会において予算案が否決をされました。この最大の理由というのは、今回の生駒市長選にかかわる新病院建設と、そして、高山第二工区の問題であろうかと思えます。この新病院は、山下新市長は選挙前に、いわゆるマニフェスト、公約で、生駒駅前北口再開発事業地内において建設をしたいという公約をお出しになりました。私は当初、この公約に対して、本当にできるのかなと、そんな思いを持っておりました。なぜならば、この再開発事業地内は、過去の経過経緯、それらを踏まえて、主たる目的意識に合致するのだろうか。

二つ目には、この地区内には当然のことながら権利者の方がいらっしゃいます。今日も営業なさっている方もいらっしゃいます。この皆さん方は、当然権利返還を受ける財産権をお持ちでございます。この皆さん方の、この権利返還を受ける皆さん方のいわゆる理解と協力なしで、すべての事業というのは進めることはできない。

そして、三点目には、この新病院建設というのは、いわゆる現在の総合病院跡地であるならば別ですが、新たな地点で病院を建設とするならば、総合病院に持っておった百九十六のベッド、これは非常に不可欠になる。この三点によって、この山下新市長さんの公約は非常に厳しいなという感じを持っておりましたが、三月の市議会においても否決をされました。そこで、五月の臨時議会において、山下新市長は新たな方向づけとして、旧総合病院の跡地を用地買収したいという方向転換をされました。それによって、生駒市議会も合意をされたわけでございます。

さて、そんな中で、今日、生駒市においては、新しい病院建設に向かって歩んでおられると聞いております。そして、県の方にもいろいろと協議をされていると聞いております。

県として、この生駒市の新たな病院建設にどのようにかかわっていただけるのか、知事にご答弁を賜りたいと思います。

次に、高山学研第二工区の問題でございます。

山下新市長は、学研第二工区については白紙撤回をしたい、このような申し入れを県にされたと聞いております。そこで私は、三月の生駒市議会において、井上充生議員がこの問題について一般質問をされるということでございますから、私も生駒市議会の方に傍聴に参りました。その席上で、井上議員の質問に対して、山下新市長は、この第二工区の事業は、社会経済情勢の変化に伴い採算性が合わない、ぱつぱりと切り捨てられました。柿本知事は今日まで、この学研第二工区については、その必要性を訴え、一回もぶれることなく、この事業の推進に向けて前に進んでこられました。ならば生駒市民は、この山下新市長のおっしゃるのが正しいのか、あるいはまた、柿本知事のおっしゃる必要性はどうか、今、疑問に感じているところでございます。柿本知事においては、この事業を今度どのように考え、どのように展開されようとしているのか、ご答弁を賜りたいと思います。

三点目でございます。私がこの席に立ちますと、平成七年当選以来、行財政改革、私の政治信条でございますから訴え続けてまいりました。大阪のあきんどの発想で、必要なものには思い切った投資を、そして、必要でないものは徹底的にカットする、いわゆるめり張りのついた行政執行をお願いしてまいりました。

知事は、私が申し上げることに大変深いご理解を賜りまして、例えば、職員研修においては、民間企業にそのノウハウを覚えるために派遣をされました。また、民間企業から県の管理職に登用もされました。そして、行政を経営という観点でとらまえ、行政経営課の立ち上げをなさいました。そして、特に職員の皆さん方には、コスト意識を持って行政に推進していただきたい、特にコスト意識を重視されるという物の考え方をお示しになりました。このことについても私は共鳴するものでございます。そして、今年度から指定管理者制度の導入を踏み切られました。いわゆる今日まで行政が行っておりました十四の施設、この施設を民間に運営委託なさいました。これによって、今年度の予算においては、一億六千二百万円のコストダウンが図られたところでございます。いわゆる時の流れ、いわゆる行政のスリム化に向けて、今、県も大きくシフトを転換されてると考えているところでございます。そういう意味では、時の流れかなとも思う、そんな思いでございますけれども、そこで、今、奈良県の県財政、約一兆円という大きな県債、すなわち赤字を持っております。これからの行財政改革は、まさしくドラスティックな改革をしていかなければならない、そんな時代に突入しました。

これからの行財政改革、今、県はどのような考え方で押し進めようとしているのか、総務部長にご答弁を願いたいと思います。

これで私の壇上での一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（辻本黎士） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）二十三番粒谷議員のご質問にお答えいたします。

質問の第一点は、生駒市が予定している新病院についてのお尋ねでございます。県はどのように関与していくつもりかと、こういうことでございます。

経緯等についてはお触れいただいたとおりでございますが、国保連合会が運営していた生駒総合病院の後医療、その後の措置については、地元生駒市が設置した検討委員会において協議され、本年三月末に病院整備の考え方が市に対して提言されたところでございます。その提言を踏まえて、生駒市では、旧生駒総合病院跡地の取得費を予算措置し、用地交渉に当たっているとお聞きしております。旧生駒総合病院が生駒市において担っていた小児医療とか救急医療等が新病院に引き継がれ、医療提供体制が確保されることに期待している次第でございます。

そこで、県といたしましては、現在の空白期間ができるだけ短くなるように、生駒市の意向を十分に受けて、情報交換を行っているところでございます。

今後、生駒市において具体的な整備計画について検討された後に、県に開設許可申請がなされるものと考えておりまして、先ほど申し上げたとおり、新病院ができるだけ早期に開設できるよう、今後も市と連携を密にしていきたいと思いますと考えております。

第二点は、学研都市高山第二工区についてでございます。

新しい生駒市長さんが白紙撤回ということは、選挙の途中から言っておられました。ただ、それをどうするのかと、こういうお話でございます。学研都市のクラスターの一つである高山地区の整備は、関西文化学術研究都市建設促進法に基づきまして推進されている国家的プロジェクトでございます。先般策定された、この学研都市のサード・ステージ・プランにおきましても、高山地区は自然環境等との調和を図りながら、文化学術研究施設や住宅等について整備を進めるものと示されているところでございます。

この高山第二工区の整備は、高山第一工区と学研都市の中心地区であります精華・西木津地区との有機的な連携を図るとともに、学研都市と大阪都心を直結する、けいはんな中枢ゾーンが形成されるものでございまして、関西都市再生にも寄与することになるなど、奈良県にとっても重要なプロジェクトであると考えている次第でございます。

また、二〇一〇年までの行政運営の指針であります、やまと二十一世紀ビジョン実施計画におきましても、高山第二工区の整備促進については位置づけをしておりまして、その点はホームページ等でも広く県民の皆さん方に周知しているところでございます。

いずれにいたしましても、この事業は一つのまちづくりの協働作業でございます。その事業主体である都市再生機構及び県、生駒市の三者がそれぞれの立場で事業化に向けてこれまで協力しながら、それぞれの役割を果たしてきたところでございまして、今後も事業推進には、三者がおのおのの役割を果たすことが必要と考えておりまして、県としては、このような形で事業を推進していくという立場には変わりはありません。そういうことで、今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 滝川総務部長。

◎総務部長（滝川伸輔） （登壇）二十三番粒谷議員のご質問にお答えいたします。

私には、今後の行財政改革の推進についてでございます。

国、地方を通じる厳しい財政状況の中で、財政の健全化と新しい政策課題への挑戦を両立させるように、民間の経営手法などを取り入れた行財政改革の推進が必要でございまして、こうした認識に立って、第二次の不行財政改革実施計画、それに、奈良県集中改革プラン、これに基づき、現在、精力的に取り組んでいるところでございます。

その主な項目といたしましては、人件費抑制のため、平成十七年度からの五カ年で職員を九%削減するほか、地域の民間企業の給与水準に準拠した給与構造の見直しや各種手当の見直しなど。公の施設の見直しとしては、医科大学、県立大学の地方独立行政法人化や、原則公募によります指定管理者制度の導入の拡大など。また、外部委託推進指針に沿った可能な限りの民間委託の推進、事務事業評価システム、財政特別点検等の取り組みを歳出削減につなげたり、公共事業の重点化など。また、歳入確保策として、未利用財産の売却や、一方で、滞納者に対する徴収体制を強化するとともに、ITの活用や、ことしから始めました自動車税のコンビニ納付のように、納税者の利便性をよくするための工夫。さらに、職員の給与、旅費などの、いわゆる総務事務の電子化、集中化と、これらに鋭意取り組んでまいり所存であります。

なお、こうした取り組みに当たりましては、時間はコストであるという意識のもと、業務の性格に応じましてマニュアルの整備、検討期限や実施時期の明確化、会議や庁内手続の効率化などを通じて、事務処理のスピードアップを図ってまいりたいと考えております。

また、TQM運動の中から、例えば、医大病院では看護部が音頭をとりまして、医療用消耗品の購入方法の見直しによって、八百万円以上の効果額が初年度で出ております。あるいは、県立美術館では、来館者へのアンケート等を通じまして、利用者本位のサービス改善に取り組み、連休中の休館日を見直すなど、徐々にではございますが、現場の職員の自発的取り組みによる意識改革や業務改善も進みつつありまして、こうした取り組みがさらに広がるように務めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 二十三番粒谷友示議員。

◆二十三番（粒谷友示） 知事から病院の問題ご答弁を賜りました。これ、知事がご答弁されるように、一次的にはあくまでも生駒市がどう県の方に持ってこられるかという、これはよくわかります。ただ、若干愚痴になりますけれども、この生駒総合病院、去年の三月で閉院になりました。このときに運営主体は国保連合会なんですね。生駒市、奈良県という、それぞれの立場があるんですね。そのときに、私、ちょうど去年の二月の予算委員会でしたか、奈良県はどんなお立場ですかということを質問しました。奈良県は、管理、監督、指導の立場にあるとおっしゃった。そうなんです、奈良県はあくまでも管理、監督、

指導の立場なんです。ならば、単にこの総合病院が閉院で終わってしまって本当にいいのかな。というのは、この私は六百を超える外来患者、そして、百九十六を有するこのベッド、生駒市においては、いわゆる地域医療としての中核病院であります。これが閉院で終わってしまったら、その後大変なパニックが起こるだろう。本来は、次の一手がなかったらだめだと思っておりました。

次の一手とは、一つは後医療ですね。四月から速やかに第三者機関の病院が継続されること。そして、いま一つは、その総合病院跡地において建物を新たにお建てになる、当然これには三年、五年の月日がかかるかも知れませんが、こういう手法があったでしょう。いま一つは、少なくともこの二つができなければ、地元の受け皿病院の整備充実が必要じゃなかったのかな。

昨年の四月から生駒市内の受け皿病院、大変なパニックでした。当然、お医者さんというのは急には雇えませんし、看護師さんも急にはふやすことはできない。ある病院の理事長さんなんかは、本当に何とかしてくれと、もう患者さんは待ち時間大変長くなって、そして、お医者さんはもう過重労働だと、何とかしてほしいという、大変厳しいご要望がございました。私は本当に返す返すも残念でならなかった。

そういう意味では、今後、市民が待ち望む新病院、もちろん生駒市さんがどういうふうなお話を持ってくるかは別としても、県として最大の努力を、積極的な努力をお願いしたい。これはもうご要望としてお願いしておきます。

それと、百九十六のベッドでございますけれども、これは知事が答弁する立場にはないと思いますけれども、この百九十六のベッドについても、あの新病院を建設されるに当たって、何とか確保できるようにいろいろとフォローしていただきたいなと。これは、要望にしておきます。

学研第二工区でございますけれども、ちょっと私、知事の答弁聞き違えたのかなとは思いますが、いわれる、今、知事が生駒市、奈良県、都市再生機構と三者が協働してこの事業を進めていくとおっしゃった。今、生駒市長さんは白紙撤回だということなんです。三者共同歩調がとれるのかなと。そのためにはどんなお考えがあるのかなと、ちょっと疑問あるんですね。

今、知事からご答弁いただいたように、私は市長さんが第二工区は採算性が合わない、こうおっしゃった。私は、第二工区だけで採算性を論議するのが正しいのかなというのが疑問なんです。というのは、第二工区を一つの点として、そして第一工区、けいはんな新線、そして、精華・木津町、これを面として総合的に判断をして、県民益はあるかどうか、経済効果はあるかどうかというのを冷静に、そしてまた、これらの事業というのは、やっぱり長期的なスパンで物を考えていく事業だと思うんですね。そうすれば、私は第二工区だけが採算性が云々と論議するのが正しいのかなと、若干疑問を感じるんですね。知事も多分、総合的にマクロ的にやっぱり判断するべきだと思いだと思うんですね。そういう意味では、私は三者がうまくその話でできるかな、してほしいんです、はっきり言って。

それと、今、知事はホームページでいろいろと県の立場を説明されてるんですけども、私は、今、ことしの一月に市長に当選された方が反対だとおっしゃっている。三年前には改革知事投票された方もいらっしゃる。その中で、どちらの首長さんが正しいのというのは疑問を単純に持つ方が多いんですよ。

そういう意味では、私は今ホームページだけでなくして、やはり、説明責任、特に必要な時期違うのかなと。特に、私は地権者の皆様方は、この事業について協力いただきます。用地をお売りになった方、あるいは、また、これ区画整理事業で換地される方がいらっしゃいますね。

この事業を振り返りますと、平成五年八月三十日、当時の生駒市長が関西文化学術研究都市整備局長に要請されたわけですね。その明くる日の三十一日、柿本知事が都市公団総裁に会われて要請されたわけですね。そして、平成六年二月二十八日、県、市、公団の三者により協定を結ばれた。そしてその後、地元の地権者の皆様方を含めて、理解と協力を求められて、きょうまで信頼関係でこられたわけですね。ところが、今、地権者の皆さん方、大変不安なんです、どうなるのかなと。現在、固定資産税も減免措置を受けておられますけれども、平成二十五年に完成予定とおったんが本当になるのかなと、自分たちの先祖代々の土地を行政に協力した、しかしながら、どうなるのかなという不安があると思うんですね。

そういう意味で、私は、今の柿本知事のやはり説明責任というのは必要じゃないかなと、このように思いますけれども、知事、ご所見があればご答弁を願いたいと思います。

総務部長、ご答弁賜りました行財政改革について、かなり努力をされていることの評価はいたします。

私は、過去にこの席からでございますけれども、こんなことを申し上げたと思うんです。というのは、第二奈良県庁があって、そこに日産のカルロス・ゴーン社長が知事だったならば、奈良県行政というのはどんな組織で運営するだろうな、もう本当に二分の一か三分の一の組織で運営するんじゃないのかな。しかし、そういう時代が来ますよというような、突拍子もない話をしました。

しかし、私は行政は確実に地方自治体、国を含めて、小さな行政、小さな政府ということで、民間にお願いするものは民間という形でシフトしてますよね。そういう意味では、奈良県においても、今、いろいろと指定管理者制度、今後も拡大されるそうですけれども、さらにやっていかなければならないな。その中で、千葉県の我孫子市では、提案型公共サービス民営化制度というのを導入いたしました。これは部長ならばご承知でしょうけれども、いわゆる、それぞれのセクションにおいて、事業内容、そして事業費、そして人件費、そして達成目標をすべて洗いざらいに出して、そして当然そのセクションには法的制限がある部分もあると思うんですね。法的制限がないセクションについては、民間と競争する、いわゆる民間にも参加をしていただくというような手法をおとりになっておられますよね。私も前回かその前ですか、一般質問のときにも申し上げたように、大阪府は、いわゆる市



場化テストの導入に向けて検討されている、予算も組まれてると。これは、いわゆる市場化テストの一つのケースにもなるのかなと思うんですけども、奈良県においても、この我孫子市、あるいはまた市場化テストに向けて、一つの指標として、今後、お考えがあるのかどうか、ご答弁賜りたいと思います。

それと、いわゆる、今、歳出のカットということと、それから歳入のアップということがございます。そういう中で、歳入のアップの中で、小さなことかもわかりませんが、奈良県では、今回、県政だよりもスポンサーを募って広告をお出しになるということですね。これは大変おもしろい発想というか、確かに一理ありますよね。そこで、私も何かええ案ないのかなというようなことで考えてみました。その中には、当然、きょうまで自治体がおやりのネーミングライツは当然各自治体取り組んでおられますけれども、県としてもネーミングライツできないのかな。

それと、いわゆる、歩道橋とかガードレールありますよね。この歩道橋とかガードレールについてコマーシャルベースに乗らないのかな。そんな思いがあるんですね。

ちょっと調べてみたんです。

そうすると、歩道橋とかガードレールというのは、これは目的外使用ということになるんですね、これスポンサー募りますと。ところが、このスポンサーとしてはだめなんですけれども、維持管理費に充てるとなれば、これゴーなんですね。そういう意味では、この歩道橋なんかは特にコマーシャルベースに乗るということと、その関係の会社の方に聞きますと、十分に魅力があると。たまたまその話をしておりますと、大阪府はどうも導入に向けて検討をしているようでございます。そういう意味では、県としても一度ご検討いただければありがたいなと。

それと、我々よく土木事務所の方をお願いすることに草刈りがございます。特に草刈りの中でいつも言われるのが、財政が少ないからなかなかできないとおっしゃる。ならば、河川ののり面の草刈り、これ例えば民間企業、あるいはNPO法人、あるいは地元の自治会さんをお願いをして、そこに看板でも立てて、この間は何々会社の方が管理運営していただけてますよ、そんなコマーシャルやればどうなんですかね。そうしたら、会社もイメージアップにつながりましょうし、県も微々たることですけれども、やっぱり歳入の一つになるのかなと。私もこんな小さい、トータルから言えば、県財政から言えば小さいことですけど、やっぱり何か方法を考えて、お互いにアイデアを出しながら歳入アップにつなげる方法っていかがなものかなと。

もし、ご所見があればご答弁賜りたいと思います。

○副議長（辻本黎士） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） 再質問にお答えいたします。

生駒、学研都市の今後の進め方についてでございます。

まず、生駒市長さん、白紙撤回という選挙トークをおっしゃってた、その後もおっしゃってるようですが。私、実は、就任早々ごあいさつに見えたときに、白紙撤回と四文字だ

けおっしゃいました。だから、そのとき私お答えしたのは、市長さんとしてもう一度考えて、具体的にご説明くださいという趣旨を申し上げたんです。その後、その種の話はいたしておりません。

お尋ねのとおり、そういう形で選挙戦は戦ってこられた、公約をしておられたことでございますが、問題は、現実に都市計画なり事業、用地買収というのは進んでいるわけですよ。だから、そういう際にそのことを踏まえて、市長としてどういう決意をされるのかということでございます。

先ほど、再質問でお触れいただいたように、三者の協定までしてること、これは公としてしているわけですから、公職の市長さんとして公の施策についてどういう考えを持ち、どういう手だてでこれを、どういう方法か知りませんけれども、案を待つか、具体の説明がない限り、我々行政側は、それを先手をとって先回りするわけにはいかないです。そういう公の立場で方向を示されない限り、生駒市長としては、従来、我々と一緒に国にお願いしたと、こういう状態のままなんです。したがって、当然、それに特段の変更はされてませんから、そのとおりに行くのが当たり前ということです。

説明責任とおっしゃったんですけど、これだけのことなら何遍どこでも申し上げますけれども、基本的に公職としての公の、あるいは政策としての変更はされてない。したがって、国もそのつもりできてますから、その方向に向かって進んでいくのが当然であるということです。それは、私が正しいのか、どなたが正しいじゃなくて、私は個人として仕事をしているわけではございませんので、公職としてした仕事は変更されない限りは変わらないと、こういうことで申し上げると次第でございます。

そこから先は、やはり、もしそれでもなお変更ということをお考えであれば、その内容を、あるいは、そこから余り立ち入ったことは、先走りすることはよしておきますが、いずれにしてもそれに応じた説明をしていただかないと、詰めにも論議にもならないと、こういう状態ではなかろうかと。したがって、具体的な考え方を示していただきたい、そこから始まるということで、それまでは今までどおりと、こういうことを繰り返して恐縮ですが、私の姿勢はそういうことでございます。ご理解いただきたいと思います。

○副議長（辻本黎士） 滝川総務部長。

◎総務部長（滝川伸輔） 私には、いろんな新しいアイデア、新しい手法を取り上げてはどうかということで、幾つか事例を挙げてお尋ねございました。

私どもやっぱり意識改革というような面からも、新しいものは積極的に、本県の実情に合わせて効果が出るものであれば取り入れてみたいと、こう思っておるわけでございます。

特に、幾つか事例をおっしゃいましたが、一つに指定管理者でございますけれども、本件の場合、第一弾でありました十四施設のうち、八つがいわゆる民間企業等に今行っておりまして、半分以上が民間事業者の方に移行したというのは、多分、他府県と比べても割合に高い方ではないかなと、こう思っております。

それから、市場化テストにつきましては、実は私ども、今、国の法律の方に基づくものについて、ちょっとこちらに気持ちが行ってまして、その勉強をしておるわけですが、ちょっと法律上のものについては、やや手続面、あるいは特例に対象になってる事務が少ないとかという制約があるようですけれども、事実上の市場化テスト的な発想で、どういうものが効果があるのか。実は県の場合は、国とか市町村に比べますと、相対的にですけれども、いわゆる、そういう現業的な仕事の割合が国や市町村よりはちょっと低いものですから、どういうものにメリットを見出していくのかなということはあると思いますけれども、日ごろから県が直接やるよりも民間にお任せした方が効率いいものは探す努力はしておりますので、そういう観点からの検討は引き続きしてまいりたいと、こう思っております。

それから、広告ですけれども、実は県政だよりの広告をやりまして、これで県民の方から若干の反響がございました。賛否、実は両方あったんですけれども、賛成される方のご意見の中に、県がここまで努力してるのかというのがよくわかったという声が、実は県民の方の声でもいただけてます。そういう効果もあるのかなと思いつつも、こういう公共のところにはやるのはどうかというご意見も一方であるようでございまして。例えば、歩道橋とかガードレールについても、県政だよりの広告をやるときに、同時にちょっと勉強はしてみてるんですけれども、一方で公共施設の管理者の立場としてどこまでできるものか、これはちょっと引き続き勉強をさせていただきたいなと思います。

あるいは、草刈りについては、道路についても河川についても、いわゆるボランティアサポート的な考え方、ことしですと、守り道事業とかいう形でやってきておりますけれども、それもやる以上協力された方の看板をよく見えるように立ててはどうかというのは、これも済みません、ちょっと公共施設の管理サイドの考え方をよく聞いてみませんか、ちょっと今の私の知識では十分お答えできませんので、よく勉強させていただきたいと思います。

大変失礼いたしました。現在、可能な部分について、民間企業の看板を立てるというのを既に進めているようでございまして、ちょっと知事と土木部長にアドバイスを受けるようで大変申しわけございません。

いずれにしても、そういう形で私どもの意識改革、あるいは県民の皆様にメッセージを伝えるという意味でも、できることはやると、こういう感覚で進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（辻本黎士） 二十三番粒谷友示議員。

◆二十三番（粒谷友示） 知事からご答弁いただきまして。病院の問題で、これ特に生駒総合病院は、私が生まれ育ったところなんです。もう目と鼻の先で私生まれ育ったんです。それで、私、思い入れが一番強いんです。それで、何とか県としてもバックアップをお願いしたいなと思います。

それと、今、知事のお立場ですから、お互いに首長のお立場がございまして、そういうふうな大変な立場だろうと思います。ただ、私、本当にごく一般の市民の方は、片一方の首長さんが例えば白紙撤回だと、片一方の首長さんがゴー発進、マルとペケと、やめた市長さんが弁護士ということであれば、有罪か無罪かというような話になってくると、一体どっちが正しいのと言われると、私は基本的に奈良県の県民益がどうあるか、経済効果がどう発生するか、これをよくお考えいただかないかんの違うやろうかと。しかもこれは、二十年、三十年先のときにまでも、やはり県民益が発生するかどうかということ考えたならば、おのずとしてこれが出るでしょうねと、こう申し上げております。ただ、一般の市民の皆さん方、特に生駒市民の皆さん方は、そういう今、クエスチョンマークというんでしょうか、非常に疑問を持っておられます。

もうそういう意味では、知事のお立場がございますから、先ほど聞いたら、そうかなというような感じもするんですけども、余り山下市長さんが次の一手をお示しにならないので、余り先行するということはいかがなものかとおっしゃるのも、そういうことなんかなと思いつながら、また、いい機会があれば、皆様方に説明するような機会があれば、ぜひお願いしたいなと要望しておきたいと思います。特に地権者の皆さん方は、きょうまで生駒市、奈良県と都市再生機構と信頼関係でお越しになったものですから、その皆様方にも十分なお配慮をお願いしたいなと思っております。

総務部長、私が申すまでもなく、そういうことも取り組みされてるということで、そういう意味では大変ご努力されてるなと。その中で、本当に今おっしゃったようにささいなことでも、こんなところから少しでも歳入アップのために努力されてるのかなと。これはまさしく大阪のあきんどの発想を一部分でもとり入れられておられるのかなと思うんです。確かに、こういうふうな発想の中で、県民の皆さん方が、県、ここまで努力してるんだな、我々も何かお手伝いすることはないのかな。そして、いわゆる行政側の職員さんも、こんなところで何かいいプラスになることないかなと、そういう意識改革を今なさってるということですから、これについては大いに共鳴をしたいと思います。

ただ、現実の地方自治体ですね、夕張市がああいう状態ですね、再建団体になってしまいましたよね。いわゆる民間企業ではもう完全に破産宣告ですね。やっぱり過去に、この赤池町なんかもそうなんですけども、最初に再建団体になって、やっぱり町民の皆さん方がみずから汗を流して再建に立ち上がられたんだと思うんですよね。そういう意味では、やはり陥ってからじゃなしに、今から県民の皆さん方にもこの厳しい財政ということをして十二分にご理解いただくためのいろんな手法をお取り組みいただきたいなと、このように要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○副議長（辻本黎士）** 次に、十番今井光子議員に発言を許します。――十番今井光子議員。（拍手）

**◆十番（今井光子）** （登壇）議長のお許しをいただきましたので、日本共産党を代表いたしまして、知事並びに関係部長に一般質問をさせていただきます。

まず、奈良県国民保護計画について総合防災監にお伺いします。

先日、ラジオを聞いておりますと、硫黄島で戦死をした第百九師団の団長、栗林忠道中将のことが紹介されておりました。作家の梯久美子さんが栗林中将に興味を待ちましたのは、家族への手紙の一節です。家の整理はおおむねつけてきたと思いますが、お勝手の下から吹き上げる風を防ぐ措置をしてこなかったのが残念です。二万人の兵を束ねる最高司令官が最後に思いをはせたのは留守宅の台所だったということで興味を持ち「散るぞ悲しき」という本を書き上げました。辞世の句として昭和二十年三月、国のため重き努めを果たし得て矢弾尽き果て散るぞ悲しきとうたいましたが、新聞に発表されましたのは、散るぞ口惜しいと変えられたそうです。この戦いで日本軍の戦死者一万九千九百名、生還者千三十三名、私は改めて戦争の非道さを感じました。どんなことがあっても二度と戦争を繰り返してはならないと思います。幾多の犠牲の上につくられたものが日本国憲法第九条でした。改憲の動きが急速化する中で、大江健三郎さんなど九人の著名人が憲法九条を守ろうというアピールを出し、六月十日で満二周年を迎えました。あのとき何をしていたのかと言われようと、多くのアピールに賛同し、九条の会は全国に五千七百七十四、奈良県でも五十四の会が燎原の火のように広がっています。さきの国会では、憲法九条の改正に伴う国民投票法案や、教育基本法に愛国心を入れる改正案までもが議論されました。

県では昨年度、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国民保護計画を策定いたしました。自治体には、住民の生命、身体、財産を保護する責務があります。有事を想定してどんな計画を立てようとも、一たん事が起これば住民の命も文化遺産も守れません。他府県の計画では前提に、平和のためには外交努力が必要とうたわれているものもあります。奈良県の計画にはそのような記述はありませんが、そのわけをお聞かせください。

周産期医療について知事にお伺いいたします。

子どもを安心して産み、育てることのできる奈良県になることは県民の願いです。ところが、今、産婦人科医が不足をして、出産できる施設が次々になくなるという深刻な問題が起こっております。奈良県の分娩施設は、十八年一月一日現在で、病院が十四、診療所が十七、県北西部の平野部に集中し、東部や南部の山間部にはほとんどなく、分娩を取り扱う医療機関は三十九の自治体中二十四の自治体でゼロになっています。四月から県立五條病院の分娩の取り扱いが休止、さらに、十月には、済生会御所病院でも休止の予定です。大和高田市立病院では、今月七日から、周辺自治体しか分娩を取り扱わない、里帰り出産は高田市内だけとの制限を始めました。早速実情を聞きに行ってみましたが、産婦人科学会の基準によりますと、三人体制で四十床の病院では、年間六百人が望ましいのに、このままでは年間の出産が千人を超える勢いで、やむにやまれぬ措置とのことでした。分娩の半数は時間外で、過重労働の上にリスクが大きく、最も訴訟になる率が高い大変厳しい状況です。

十八年三月に、奈良県周産期医療対策ワーキンググループから、奈良県の周産期医療の充実に向けてという提言がまとめられました。県では、平成十四年に、県立医科大学に周産期医療センターをつくりました。ところが母体のハイリスクに備えるMFIICUは、国基準の六床に対して三床しかありません。

また、新生児の集中管理を行うNICUは二十一床を設置しましたが、NICUも後方受け入れが少ないために、重症の長期入院が多く、実質は三分の一しか回転していないという深刻な問題を抱えております。そのため、母体搬送の県外への搬送率は四割にもなっております。NICUは医大、県立奈良病院、近大病院で設置されておりますが、全体で三十四床しかなく、全国平均の半分、危機を脱出した子どもが続けて治療を受けられる後方病床数は、全国ワーストワンとなっております。奈良県の人口動態調査によれば、奈良県の死亡率全国三十八位に対して、奈良県の生後一年未満の乳児の死亡率が全国で第二位、また、妊娠満二十二週以後、生後一週間未満の周産期死亡率も全国十位です。この背景には、このような医療体制の不備も影響していると思われます。国の子ども、子育て応援プランでは、平成十九年までに全都道府県に総合周産期医療センターを整備することとしております。既に全国では七割の県に設置をされ、近畿でないのは奈良県だけです。

提言が示しておりますように、県立医大病院に総合周産期母子医療センターを早急に設置し、県立奈良病院を地域周産期母子医療センターとして整備を進め、後方支援を整備することが、通常分娩にかかわっておられる医療関係者も安心して業務を行うことができるようになると思います。やまと二十一世紀ビジョンでも、二〇一〇年までに母体の県内収容率を一〇〇%にするとしております。知事はこの目標を達成し、奈良県の母親が安心して出産できるように、どのようにされようとしているのか伺います。

次に、障害児に対する療育支援について福祉部長に伺います。

奈良県の合計特殊出生率は一・一二と全国ワーストツーになりました。子どもの数が減っているのに障害のある子どもがふえています。義務教育課程の子どもの中で、障害児学校や障害児学級に在籍している子どもの比率は、昭和五十九年に〇・九九%だったのに対し、平成十七年は一・七四%と約二倍にふえています。肢体不自由が減少している一方で知的障害が急増しております。ADHDやLDなど、普通クラスに入っている子どもを含めると、もっと数がふえると思われます。障害のある乳幼児を支援する療育ができる知的障害児の通園施設は県内に二カ所しかありません。しかも、受け入れ体制も少なく、今年度、県下では九十四人が入所待ちになっています。我が子の発達がおくれていたり、障害があったりすると、母親は自分を責めたり、うつになったり、子育てもできなくなります。しかし、専門家による療育を受けることで、子どもの変化や発達を見て励まされます。発達障害者支援センターも、奈良県ではこの一月から小鹿園にオープンいたしました。既に四百件もの相談が寄せられているそうです。

このようなひたむきな努力に水を差すのが障害者自立支援法です。これまで子どもの施設利用の場合は、児童福祉法に基づく措置制度が使われておりました。措置によって収入



に見合う負担でよかったわけですが、今度からは自立支援法になりましたので、原則契約制度が導入され、サービスの一割負担が必要になります。十月からは子どもの楽しみさえお金と相談することになります。また、施設に対しては、これまでの月払いが利用日数払いになるために、障害があつて病弱な子どもが休めば、たちまち運営に影響が出てくることになります。また、市町村においては、児童デイサービスや療育の取り組みが行われておりますが、回数も少なく充実が望まれます。障害のある子どもたちが早期発見、早期治療ができ、身近な地域でお金の心配なく療育が受けられるように、県としても積極的に取り組むべきだと思いますがいかがでしょうか。

障害者自立支援法と介護保険法の影響につきまして、同じく福祉部長にお伺いいたします。

四月から、障害者自立支援法がスタートし、介護保険も保険料の見直しや予防給付の導入など大きな法改正が行われました。国は構造改革の名のもとに、大企業を優遇し、弱者にはここまでやるのかという容赦のない痛みを押しつけてきました。踏みつけにしておいて、何を踏んだかも見ていないようなやり方は許されるものではありません。障害者自立支援法に関して、六月六日、参議院の決算委員会で、日本共産党の井上議員の質問に、小泉総理は、苦情は来ている。実態を調査する必要があると調査の必要を認めております。介護保険に関しては、改悪法を審議した昨年二月二十一日の衆議院予算委員会で、共産党の穀田議員の来年四月から今までサービスを受けていた人が、サービスが受けられなくなったら大問題、制限なく同じサービスが受けられるのかとの質問に、尾辻厚生労働大臣は、決して今までのサービスが受けられなくなることはない。本当に必要な家事援助は当然今後も受けていただくとの答弁がありました。県内では、施設の利用者負担がふえて本当に大変だ、通院乗降助助が利用できなくなったなどが起こっております。苦情処理の窓口である市町村では、住民の声に耳を傾けるゆとりもなく、区分変更申請も受けつけないということも聞いております。県はどのような指導助言をしているのか疑問です。県としても市町村を応援するとともに、障害者自立支援法、改正介護保険法の影響調査を行い、国に改善を求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に、中小企業高度化資金について商工労働部長に伺います。

相次ぐ不正や不公平、無駄遣い、さらには大增税に対して国民の怒りが広がっています。奈良県が平成元年、二年に、ヤマトハイミール食品協業組合に対して貸し付けた二十億円の中小企業の高度化資金の返済期日まであと三年になりました。三年据え置き、二十年返済、同和対策で無利子という有利な貸し付け条件です。県は返済が始まった平成五年から十二年まで、八年間の返済猶予を繰り返し、十三年に共産党が議会で取り上げて以後、やっと県は請求を開始しておりますが、いまだに三百五十二万円しか返済されていないと聞いております。県は増担保も求めず、保証人への連帯責任も求めています。

現在、奈良地方裁判所で、怠る事実の違法確認等請求の住民裁判が行われております。この中で、県がなぜ八年間もの返済猶予を繰り返したのか、もともと返済できる見込みが

あったのかが問われております。実際に四月十九日の裁判では、同組合の資金繰りなどを担当していたとする理事長の妻が証人に立ち、貸し付け条件の変更を県に申請する書類を書いたのは、私ではない。理事長でもない。県や部落解放同盟の人が考えてくれたのではないかと述べています。五月二十四日の裁判は、理事長が個人で営業していた当時の売り上げよりも、五者が寄って組合をつくり、二十億円もの融資を受け、最新の機械を導入した後の売り上げが下がったということを証言しております。もともと返済の見込みもないまま、県が猶予を繰り返していたという実態が明らかになったのではないかと思います。

県はこの間、貸し付けの政策目的として、悪臭公害対策及び食肉センターの残さ処理を挙げておりました。ところが昨年十月、ヤマトハイミールの近くの工場の従業員が、悪臭がひどいためにマンホールの中に入って倒れるという事故が発生。昨年の夏には、組合から下水管が腐食をして道路陥没の恐れがあるとの連絡で、奈良市が三千五百万円をかけて下水管の工事を行っていました。そのため、原因をヤマトハイミールと特定し立ち入り調査をしたところ、硫化水素ガスの感知器が動き、身の危険を感じた調査員が測定を取りやめて、奈良市ではヤマトハイミールに対して改善命令を出しております。また、食肉センターからの残さは三カ所で引き取られ、ヤマトハイミールの引き取ったもののほとんどは、大阪の業者に運ばれて処理が行われております。つまり、県が主張しております政策目的は全く無意味になっております。裁判では、食肉センターの残さを取りに行っても、量が少なくてガソリン代にもならないと証言しております。

監査委員からも、既に四回にわたって指摘されております。加えて、包括外部監査においても指摘されたところです。これまでの請求金額と返済金額をお答えください。返済期限まであと三年、元金だけでも毎年七億円の返済が必要になってきます。今の状況では不可能だと思いますが、県としてはどのようにするのかお聞かせください。

また、中小企業高度化資金の貸し付けの実績と、この事例以外に返済猶予を繰り返しているような事例はほかにはないのか伺います。

次に、世界遺産平城宮跡の保護について二点質問します。

世界遺産は人類共通の宝物です。それが衰亡のみではなく、戦争や開発で破壊されることがないように保護をすることを世界遺産条約で定めております。県には世界遺産を守る責任があります。ところが、同じ県の行政によって、世界遺産平城宮跡が多くの税金を投入して、高速道路の建設と一時のイベントのために破壊の危機を迎えようとしております。

まず、土木部長に伺います。

京奈和自動車道大和北道路は、大和郡山市から奈良市内の真ん中を通り、世界遺産平城宮跡の地下をトンネルで通す計画です。長さ十二・四キロメートル、総額は約三千百億円もかかります。アクセス道路などを含めると県の負担はさらに大きくなります。四月二十八日、第六回京奈和自動車道大和北道路の環境影響評価検討専門部会が開かれ、環境影響評価基準書（案）を公表しました。その中で三十メートルの排気棟を世界遺産登録を目指しております大安寺の目の前に立てられることは、景観上も、大気汚染による文化財や県



民の健康への影響を考えても大問題です。妊産婦が排気ガスを吸うことと自閉症児の増加と関係があるという報告も発表されております。また、このルートに埋蔵文化財が三十二カ所もあり、破壊の恐れや絶滅が危惧されているオオタカの生息地域であることも公表されております。もともと地下水検討委員会の意見も、道路建設による地下水位の変動が木簡の保護に全く関係ないとは言っておりません。世界遺産を守り環境を守る立場と、京奈和自動車道大和北道路を建設をすることは両立できないと思いますがいかがでしょうか。

次に、平城遷都一三〇〇年記念事業につきまして平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長に伺います。

平城遷都一三〇〇年記念協会は、二〇一〇年に三百五十億円の予算を想定し、平城遷都一三〇〇年記念事業を計画をしております。世界遺産平城宮跡の使用について、文化庁との合意もないままに、メイン会場としてパビリオンの建設を含む基本計画の説明会を各地で行っております。このような事業は、世界遺産委員会に報告するべきではないかと思えます。また協会は、平城宮跡の会場施設構造検討委員会なるものを設置しておりますが、そのメンバーには、埋蔵文化財についての専門家が入っておりません。世界遺産を守ろうという立場に立てば、埋蔵文化財の専門家を入れるべきだと思います。世界遺産を壊す恐れのある計画を推進しながら、一方で世界遺産地球会議を呼びかけようと計画をしていることは、到底、世界で受け入れられるものではありません。平城宮跡を主会場とすることは見直すべきだと思いますがいかがでしょうか。

最後に、少年補導条例について警察本部長に伺います。

このパネルをごらんいただきたいと思います。これは、三月二十四日に可決されました後、少年補導条例を考える会が三日間にわたりまして、街頭で中高生を対象にシール投票を行った結果です。可決されたことを知っているというのが六十五、それから、知らないが四十三、知っているという中には、聞いたことがあるという程度が入っておりますので、ほとんど内容までは知られていないということです。昨年の十一月に発表され、そしてわずか四カ月で決められたことについてどう思うかという質問には、もっと議論をするべきだ、この圧倒的なところがそうですが、百五十四です。仕方がないは十、わからないが九、圧倒的多数がもっと議論をするべきだということで答えております。

七月一日からの施行を前に、凍結や廃止を求める声が広がっております。犯罪でもないことを不良行為と取り締まるというので、二十六項目の不良行為の中には、正当な理由がなく学校を早退、欠席、遅刻をすることなどを補導対象にしております。補導の範囲がいまいで歯どめがありません。その上、県民の責務として、住民がお互いに監視し合い、警察への通報を義務づけています。これでは、一層殺伐とした社会をつくることになります。警察権限の拡大は、警察官の職務執行法や、少年法の範囲を超え、憲法第十三条の思想信条の自由を侵害しております。さらには、地方自治体が国で法律もないのに条例を定めることは、条例制定権を超えております。日本弁護士会をはじめ、多くの反対の声が広がっております。少年補導条例の施行中止を求める請願書が今議会にも提出をされていま

す。署名の中には青少年もたくさん含まれています。街頭署名では、高校生たちにこんな条例ができたけれども話を聞きたいと声をかけると、私らの意見も聞いてほしいわと口々に言い、おっちゃん頑張ってや、おばちゃんたちが僕らのために頑張ってくれてるんやったら、ジュースを買うのをやめてカンパするわと言う子もいたそうです。子どもたちは愛情を求め認めてもらいたい、その上で自分らしく生きていくことを願っております。子どもを信じるところから健全育成が始まります。

埼玉県では、ストリートミュージシャンという制度をつくり、登録制で公共施設のスペースの利用が可能になり、活動ルールを守って自由な演奏を聞かせてくださいとして、テレビ局ともタイアップをしてミュージシャンを応援をしております。奈良県では、補導の対象にされてしまうのです。条例で縛る前に、青少年に役立つサービスや魅力的な学校づくり、地域社会を支える地域づくりなど、これなら奈良県の青少年は健やかに育てられるとだれもが納得できるものを、県民的な議論の中でつくり上げていくべきだと思います。条例の施行が本年七月一日であるにもかかわらず、六月十二日から二十六日までの間、条例施行規則（案）に関するパブリックコメントを行っておりますが、なぜ、条例施行間際になってパブリックコメントを実施されたのか。また、寄せられた意見も、このような短期間で施行規則に適切に反映させることができるのでしょうか。

県警が二回にわたって開いた少年補導条例についての県民向け説明会の会場では、不登校の子どもさんを持つ保護者から、ようやく外に出られるようになったときに、警察官や補導員から声をかけられたら、外に出られなくなってしまうとの心配の声に対し、不登校の子どもにはワッペンでもつけてもらったかどうかという警察の回答があったと聞いております。このような発言は問題があると思いますがどうでしょうか。

以上で第一問を終わります。答弁によりましては、自席から再質問させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（辻本黎士） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、周産期医療についてのお尋ねでございます。

まず、現在、県内において分娩を取り扱う医療機関は、ご質問の過程で指摘されましたが、病院が十三、診療所が十七及び助産所八カ所と、合計三十八カ所でございます。

今月の初旬に、これらの医療機関に対して調査を実施しております。この結果、各医療機関の一年間の受け入れ可能件数は、合計で約一万三千人でございまして、本県の平成十七年の出生数一万千八百八十四人を上回っていると、こういう状況にございます。そういうことで、当面は県内の医療機関で通常分娩の受け入れは可能と考えておりますが、あわせてご質問の主体でございます、その後方支援としてのハイリスク妊婦とか、あるいは、低出生体重児への適切な周産期医療への提供は、これはご指摘のとおり重要であると認識しております。そういうことで、既に従来から県立医科大学におきましては、国の指針に基づきまして、周産期医療システムの整備を進めてきたところでございます。

さらに、この周産期医療システムの整備を充実していく観点から、その課題を検討するため、昨年三月に、県医療審議会のもとに、周産期医療対策ワーキンググループというものを設置しております。本年三月に県に対して提言をいただいたところ、この提言についてでもご質問でお触れいただいたとおりでございます。この提言によりまして、新生児集中治療管理室につきましては、長期の療養する新生児が病床の回転率を低くしていることも判明いたしました。その対策についても現在検討しているところでございます。

さらに、ご質問でも触れられましたが、総合周産期医療センターがないんじゃないかとおっしゃったんですが、実はこれになるにはベッド数が、対応の上は六床なきゃいかんという、うちはまだ三床でございますので、そういうことでなっていないと、こういう事情がございます。そういうこともございますので、平成十九年度までに、県立医科大学の周産期医療センター等の充実を図りまして、県内で発生した患者につきましては、県内で医療の提供が受けることができるように、その体制整備を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 松田総合防災監。

◎総合防災監（松田光央） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は国民保護計画について、平和のためには外交努力が必要とうたわれている府県もあるが、本県の国民保護計画には記述がない。その理由についてのお尋ねでございます。

すべての国民が希求する平和と安全を確保するためには、国による平常時からの外交努力等により、武力攻撃事態等を未然に防ぐことが最も重要であるということとは言ってもないと考えております。

しかしながら、こうした外交努力等にもかかわらず、万が一、武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最少となるように、国民の保護のための措置を実施することが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の目的でございまして、県におきましても万が一のこうした事態が発生した場合に備え、県の責務として行うべき措置が、迅速かつ的確に実施されるよう、同法及び国の基本指針に基づいて、奈良県国民保護計画を策定したところでございます。そのため、外交努力などの取り組みにつきましては、国が当然行うべきことであり、本県の国民保護計画で、あえて言及する必要はないとして記述していないところでございます。

本県では、恒久平和を願い、「国際文化観光・平和県」を標榜し、かねてからさまざまな取り組みを行っているところでございまして、今後とも地方公共団体の立場からできることとして、奈良県が有しております歴史的、文化的遺産を活用しながら、さまざまな分野で世界の人々と交流や相互理解を深めることが重要であると、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しては二点のご質問であります。まず一点目は障害児に対する療育支援についてのご質問でございます。

それぞれの地域におきまして、障害のある子どもの生活を支えるためには、身近なところで療育指導が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援をしていく療育専門機関との連携を図ることが重要であると考えております。

現在、市町村におきましては、障害のある子どもへの療育支援といたしましては、児童デイサービスや療育教室などの事業を実施をされているところであります。なお、今回の障害者自立支援法におきましては、児童デイサービスにつきまして、一日一定時間以上の個別指導が必須化されるなど、療育機能の強化が図られることとなっております。

県といたしましては、療育の専門機関に委託することにより、広域的な支援の観点から、保育所や児童デイサービスなどの職員に対する療育技術の指導などを行い、市町村における療育支援の強化を図ること、また、専門的な支援の観点からは、障害のある子ども及びその家庭などに対しまして、訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談、指導などを実施をしているところでございます。

今後とも引き続き県といたしましては、市町村の療育機能の強化を支援するとともに、相談支援を行う関係機関など、障害のある子どもを支援する方々との連携を図りながら、療育支援の充実に努めてまいりたいと存じます。

二点目は、障害者自立支援法と改正をされました介護保険法の影響についてのご質問でございます。

本年四月に障害者自立支援法が施行をされ、また、介護保険法につきましても、制度施行後、初めての大きな改革が実施をされたところでございます。それぞれの制度の実施主体であります市町村に対しましては、これまでも制度を円滑かつ安定的に実施運営をするため、新たに国から示された各制度の内容や趣旨について、速やかに周知をするとともに、個別に相談にも応じてきたところでございます。また、県と市町村による協議会の開催や、実務担当者の意見交換会なども必要に応じて実施をし、制度導入に関する諸課題の整理や施行状況等の把握及び意見、情報の収集に努めてきたところであります。引き続き市町村と連携を図る考えでございます。

なお、制度に関しましては、改善が必要な事項等につきましては、今までも直接国に要望するとともに、全国知事会などを通じても意見の提出を行ってきたところでございます。今後とも同様に取り組む所存でございます。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 奥田商工労働部長。

◎商工労働部長（奥田喜則） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

中小企業高度化資金について、二点のご質問でございます。

まず第一点目は、中小企業高度化資金の返済状況及び今後の対応についてでございます。

本件の中小企業高度化資金は、業界の構造改善と悪臭公害の解消という公益的政策的な目的から、平成元年度、二年度の継続事業として融資を実行したものでありますが、その後の円高、海外製品との競合、ＢＳＥなどの社会経済情勢の激変によります厳しい経営状況から、平成十三年度以降は延滞状況にございます。平成十七年度末までの償還請求額の累計は、十億八千七百三十八万円で、償還金の合計は三百五十二万円となっているところでございます。

県といたしましては、これまでもヤマトハイミール食品協業組合に対しまして督促を繰り返してまいりました。貸付先の経営は、依然として厳しい状況にございます。今後とも引き続き経営状況の把握や、経営改善への働きかけを強めて、粘り強く督促を行いながら、中小企業基盤整備機構等とも連携を密にして債権回収に努めていく所存でございます。

二点目は、中小企業高度化資金の実績と、本件と同様の事例はないかというご質問でございます。

中小企業高度化資金は、中小企業者が共同して経営体質の改善や環境変化への対応を図るため、都道府県と中小企業基盤整備機構とが、資金及びアドバイスの両面から協調して貸し付けを行う政策性の高い制度で、昭和四十二年度の制度開始から平成十七年度末までの間、県内の利用実績は貸付件数百八十九件、貸付総額約二百六十八億円余りとなっておりまして、平成十七年度末の貸付残高は五十二億円余りとなっております。

本資金は、貸付期間二十年以内の長期資金でありますことから、貸し付け後の社会経済情勢の著しい変動により、約定どおりの償還が困難となる場合もございます。中小企業基盤整備機構との協議を経まして、貸し付けに係る条件変更を認めているケースもございますが、本件に類似するような条件変更の事例はございません。

また、包括外部監査等において指摘があったことにつきましては、大変厳しく受けとめているところでございまして、今後とも適正な債権管理に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 木谷土木部長。

◎土木部長（木谷信之） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

京奈和自動車道大和北道路についてのご質問でございます。

大和北道路は、京奈和自動車道広域道路ネットワークの一部といたしまして、関西圏の活性化のみならず、本県の経済、社会活動の活性化、観光振興に必要な道路でございます。

ことし二月に決定されました大和北道路の計画は、これまでに国におきまして、専門家による委員会を設置し、整備効果、地下水位の変動、文化財及び環境への影響など、さまざまな検討が行われてきたもので、県といたしましても、交通渋滞の解消、交通安全問題を解決でき、世界遺産や環境の保全も可能な計画と考えております。

今後、県といたしましては、現在進めている都市計画及び環境影響評価の手続を、引き続き慎重かつ着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 谷川理事。

◎理事〔兼平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長〕（谷川正嗣） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、平城遷都一三〇〇年記念事業についてでございます。

平城遷都一三〇〇年記念事業は、歴史文化や世界遺産とともに生きる豊かさ、楽しさ、美しさの体験と発信を目的としており、世界遺産、特別史跡である平城宮跡は、多くの人々にこのことを実感していただくにふさわしい象徴的な場所であると考えております。このため、第一次大極殿正殿の復原整備が進む平城宮跡で、その完成の姿を広く国民に披露するとともに、その歴史的空間を活用して、平城京の歴史文化や世界遺産の意義などをわかりやすく体験できる機会を持つことは、多くの人々が宮跡に親しみを深め、その価値を理解していただく上で大変有効であると考えております。もとより、宮跡の地下遺構の保護を図ることがこの事業の大前提であり、この五月には、有識者による会場施設構造検討委員会を設置し、地下遺構等の保護を図るための配慮事項や会場施設のあり方について、技術的検討を進めているところでございます。

これまで文化庁とは協議を重ねておりまして、記念事業の意義について十分ご理解をいただいているところでございますが、引き続き、この委員会の検討結果も踏まえ、文化庁との協議を進めるとともに、地下遺構等の保護に万全を尽くした会場計画を策定して、文化財保護法に基づく現状変更許可等、所要の手続を進めてまいり所存でございます。

これに合わせまして、記念事業の意義や趣旨を広くご理解いただくとともに、ユネスコや政府、企業等、多くの主体の参加協力を得て、この記念事業の実現を図るため、その契機といたしまして、シンボルマークを作成するとともに、実施基本計画の内容をわかりやすく紹介する記念事業説明会を開始したところでございます。今後とも精力的に、具体的な説明、率直な意見交換を行いつつ、幅広く協賛、協力、支援を求めてまいります。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 菱川警察本部長。

◎警察本部長（菱川雄治） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、奈良県少年補導に関する条例について、二点お尋ねでございます。

まず、条例施行規則案のパブリックコメント手続に関するお尋ねであります。本条例におきましては、少年の所持する物件の一時保管及び返還の手続など、個別の委任事項のほか、条例の施行に関し必要な事項を公安委員会規則で定めることができるとされております。

県警としては、本条例が適切に運用されるよう、規則案について慎重に検討を重ねた結果、物件の一時保管と返還手続を明らかにする様式のほか、一時保護手続を明確にする様



式、さらに、少年補導員の身分証明書の様式や委嘱及び解嘱に係る手続、少年補導員に対する委嘱時講習等の内容、警察本部長の権限の警察署長への委任事項等を内容とする案を取りまとめ、公安委員会にお諮りした上で、六月十二日からパブリックコメントの手続を実施しているところではございます。

今回の規則案の規定事項は、いずれも手続的、技術的な事項が中心となっておりますが、いただいたご意見につきましては、その都度慎重に検討を加えているところでありまして、公安委員会にもすべて報告することとしております。このように、適切に規則案に反映させることができるものと考えているところでございます。

次のお尋ねは、五月二十四日に、やまと郡山城ホールにおいて、当県警幹部等が実施した条例説明会における発言の件であるかと思いますが、報告によりますと、不登校を考える会を名乗る方から、不登校の子どもが一律に不良行為少年として補導されてしまうのではないかというご懸念のお声に対しまして、不登校の子どもを一律に補導しようとするものではない、お互い連携して、よりよい対応ができるようにしていきたいと、こういった内容の回答をしております。その際、ご懸念があるのであれば、警察と当事者相互の了解のもとに、例えば、身分証明書や目印となるワッペン等、当事者間でしかわからないような方法をとることもできるのではないかといったような旨のご提案を投げさせていただいたといったものでありまして、不登校の子どもすべてにワッペンでもつけてもらうなどと回答したものではないと聞いておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） ご回答ありがとうございました。

まだまだ納得できる内容ではありませんけれども、周産期医療、知事の方が、十九年までに他府県搬送のないように整備していただくということでお答えいただきましたので、ぜひ、そのように進めていただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

それから、障害児（者）の自立支援法と介護保険の影響調査なんですけれども、いろいろお答えいただいたんですが、もう一つ、その影響調査を県がしていただくというふうに思ってるのかどうかと、その点がもう一つよくわかりにくかったので、もう一度だけお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、中小企業の高度化資金の問題ですが、請求金額が十億八千七百三十八万円、返済が三百五十二万円ということで、毎回、督促を講じてきたということで言われておりますけれども、増担保とか、それから、保証人さんへの請求とか、そうした、もう少し踏み込んだ対応というのを当然県がするべきではないかというふうに思いますが、そのためらっている理由というのが何かあるようでしたらお伺いしたいと思います。



それから、この世界遺産の問題ですが、引き続き文化庁と協議を進めていくというふうにお聞かせいただきましたが、文化庁がその会場を使ってもいいですよということになってるのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、少年補導条例です。土曜日に弁護士会主催で、もう一度考えよう少年補導条例というシンポジウムがありまして、私も行ってきました。本当に今、子どもたちが追い詰められております。しないのかどうか、するのかしないのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。七月一日から、本当にこのままで実行できるのかどうか、中止すべきだと思います。

○副議長（辻本黎士） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） 先ほどもご回答したとおりなんでございますけれども、制度施行に伴いまして、さまざまな課題等については、現在も市町村と連携を図りながら、さまざまな情報収集に努めております。また、利用者の方々からのいろんな相談、問い合わせ、あるいは苦情につきましても、県や市町村、国保連合会など、それぞれの窓口でお互いに連携をしながら、これも対応をいたしております。そういったことから、それぞれの実態の把握に努めているのが現在の実態でございます。

また、サービスの事業者など、あるいは団体の方々からもいろんな意見交換を実施をしております。そういったことから、新たな影響調査ということで、特別に実施をするという事は考えておりません。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 奥田商工労働部長。

◎商工労働部長（奥田喜則） まず、増担保の請求の件でありますけれども、これは当然私どももヤマトハイミール食品にかかわります組合員に、すべての担保について調査をさせていただきましたが、まず、増担保するような担保がございませんでしたので、それはそういうふうに対処をしております。

それから、保証人の問題につきましては、当然これは連帯保証人として県として契約をしているわけですから、今後のいろんな裁判の動向も見ながら、またこういう保証人の方といろいろお話をしていきたいというふうに思っております。

○副議長（辻本黎士） 谷川理事。

◎理事〔兼平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長〕（谷川正嗣） 先ほど、文化庁との協議のことについての再質問でございます。

先ほど、ご答弁も申し上げましたが、記念事業の意義につきましては、文化庁においても十分理解をいただいているものと考えております。文化庁と継続的に協議をしていくということが大事でございまして、現状変更とか等、その一つ一つ個別的にどうということじゃなくて、包括的に許可を得るということが合意を得ていくということになろうかと思っておりますので、答弁とさせていただきます。

○副議長（辻本黎士） 菱川警察本部長。

◎警察本部長（菱川雄治） 条例の附則の規定によりまして、七月一日から施行するということをされておりまして、規定どおりに施行されるものと承知しております。

○副議長（辻本黎士） しばらく休憩します。

△午後二時二十七分休憩

-----  
△午後二時四十四分再開

○議長（秋本登志嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十五番中辻寿喜議員に発言を許します。――二十五番中辻寿喜議員。（拍手）

◆二十五番（中辻寿喜） （登壇）議長のお許しを得て、ただいまより通告しております案件について質問いたします。

まず初めに、笹尾氏のご冥福を心からお祈り申し上げます。

奈良県においても悲壮な事件が相次いでいます。特に子どもたちの安全を守るため、県民相互が防犯体制を築き上げないと、このように思います。そう思いながら質問に入りたいと思います。

まず初めに、市町村合併について知事にお尋ねします。

県は本年四月三日、県内三十九市町村を対象に十一市に再編する市町村合併推進構想を発表されました。我が国では本格的な人口減少、超高齢化社会の到来やグローバル化等が進展しており、国においては、地方にできることは地方に、民間にできることは民間にという方針のもとで、行政の効率化に向けたさまざまな改革が進められております。このように、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、住民サービスを安定的に供給するためには、一定の規模を有する行政が必要と考えるわけです。全国的に市町村合併がそういった意味で推進されてまいりました。

このように本県においては、旧合併法のもとで合併が進んだとは言えない状況であるのではないのでしょうか。合併による市町村数の減少率は、今まで議会でも言うておられたように、全国で下から五番目という結果であります。そこで、県内の市町村が、現在の行政規模では、人口一万人未満の小規模町村のみならず、市といえども、将来一体どうなっていくのか、行政サービスを安定的に提供していけるのかなど非常に心配であり、国、地方の財政状況などを考え合わせますと、市町村合併は避けて通ることができないものであります。

先般、新合併法のもとで構想を策定された中で、市町村合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、九地域の組み合わせを示されたところであります。なぜか二市は除かれております。

私は以前にも質問しておりますが、合併を進めるに当たっては、より適切な規模の合併を行い、人口規模二十万人の特例市、三十万人の中核市を目指すべきであると考えています。今回の九つの組み合わせの中では、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町の四市一町の組み合わせだけが二十四万人強となっているだけです。私の地域では、二十万

大都市ということで考えていきますと、生駒市、大和郡山市、生駒郡四町が合併しますと、二十八万人を超え、中核市にも手が届くような規模になるわけであります。この地域は、かつて旧生駒郡という枠であります。このような構想策定の経緯において、特例市、中核市を望むような議論はなかったんでしょうか。

また、今回示された組み合わせで、西和七町の地域は、生駒郡四町が分断し、三郷町を北H城郡に合併された。なぜ生駒郡四町という組み合わせにならなかったのか。ほかの組み合わせについても、合併を実現することを考えたときに、これでよいのかという考える部分もあります。

そこで以下の三点について知事にお尋ねします。

一点目は九地域の組み合わせを示された考え方についてお伺いします。

特に今言いました生駒郡四町が分断されたのはなぜか。また、生駒市と大和郡山市が構想対象から外れています。なぜ外れているのか。各市町村の意向はどのように反映されたのかお伺いいたします。

二点目は、新法下において市町村合併を推進するためには、県の積極的な取り組みが必要と考えるが、構想策定後の今までの取り組み及び今後の取り組みについてお伺いします。

三点目、新法下で認められた知事の勧告権について、どのような活用を考えておられるのかお伺いします。知事にお願いします。

次に、食肉流通センターについて知事にお伺いします。

食肉流通センターは県内五カ所の市町営と畜場の老朽化に伴う衛生問題を解消するため、市町村などから強い要請によって近代的な衛生設備を完備した施設として、県で一カ所に統合整備したもので、平成二年十二月に開場され、以来、ことしでちょうど十五年を経過しました。この間、牛肉の輸入自由化やBSEの発生など、食肉を取り巻く環境は大きく変化し、厳しい状況下ではありますが、安全・安心な食肉の安定供給と流通の円滑化、さらには畜産振興について大きな役割を果たしてこれ、運営に大変ご苦労いただいていることと思います。しかしながら、センターでの取り扱い状況は、開業当初から、後発市場ゆえ、価格形成力の弱さや、近隣他市場との競合などにより、計画頭数を相当下回っている状況とのことであり、大和牛をはじめ、センターの一段の活性化とあわせて、合理化に向けた前向きな取り組みを進めることが喫緊の課題であると考えます。

中でもセンターの中核業務を担っている卸売会社の運営についてであります。卸売会社は平成元年に県内食肉関係者の出資により設立され、と畜解体、冷蔵保管、市場の各業務を担っております。と畜解体業務は、もともと市町営で行われていたように公共性が強く、県もこうした状況を勘案し、年々財政状況が厳しさを増す中で支援を続けておられるところであります。一方で、本県の取り扱い規模以上の他府県の食肉流通センターでは、本県よりも相当少ない人員で賄っているところもあると伺っております。食肉流通センターが今後とも県民のための食肉流通の拠点として機能を発揮していくためにも、人員数の

処理頭数に見合った削減や、役職員の人件費の削減を軸にした、より抜本的な見直しが不可欠であり、直ちにに取り組む必要があると思われます。

そこで、こうした卸売会社の見直しについての認識及び取り組み方針について知事にお聞かせ願いたいと思います。

次に、障害者福祉施設について、特に中でも障害者自立支援法の施行に関して福祉部長にお伺いします。

障害者自立支援法が施行されて、奈良県内の現状はどのような状況でしょうか。この法律では、原則サービス料の一割を利用者負担としており、この負担は障害者にとって大変厳しいものになっております。各減免措置など用いて低所得者への対策は講じられているということですが、障害基礎年金を受給されている人たちを例にしますと、年金一級、月額八万二千七百五十八円の受給者の場合は、利用者負担額は月額上限額が二万四千六百円であります。また、二級、月額六万六千二百八円の受給者の場合、利用者負担は月額上限が一万五千元となり、年金のほぼ四分の一を負担しなければなりません。このように自己負担に耐えられず、福祉サービスの利用をあきらめたという障害者や家族の声を耳にします。

さらに、減免の制度なども複雑で、事業者や市町村に十分な理解がなされていないとの声もあり、その結果として、利用者間での不公平感につながることも考えられます。また、自己負担の上限管理事務の煩雑さから、事務作業が滞っている事業所や市町村なども発生していると聞き及んでおります。

一方、障害者自立支援法が本格的に実施される十月に向け、奈良県としては、障害者ケアマネジメント推進委員会の設置や、圏域ごとにスーパーバイザーを設置するなど、各地域でのサービス体制を整備するための熱心な取り組みが行われているということも聞き及んでおります。

障害者自立支援法は、地域生活支援事業として多くのサービスを各市町村が実施することになっていますが、すべての事業を各市町村が単独で実施していくことには、多くの困難や苦労があるものと想像します。各市町村単独の努力だけでなく、障害者福祉圏域や広域市町村が協力して事業を実施することが望まれるところであります。各市町村に対する支援について、県としての取り組みの現状、今後の課題に対する取り組み方をお示ください。

また、制度上の課題が明らかになった場合には、国に対して要望書等を提出するなど、改善に向けての措置を早急に講じられるよう、福祉部長にお尋ねします。

次に、地元の件について、三点、土木部長にお伺いします。

まず一点目は、県道椿井王寺線の拡幅計画の検討状況についてお伺いします。

県道椿井王寺線は、平群町から三郷町を経て王寺町に至る幹線道路ですが、平群町椿井から三郷町三室までの区間は、車道が五メートル程度で狭く、歩道も設置できない状況となっております。さらに国道一六八号の竜田大橋西詰交差点の渋滞の影響で、迂回する通過

交通が入り込み、人と車がふくそうし、安全な生活環境が確保されていない状況にあります。したがって、この道路については、拡幅等の整備を進められ、早期に安全で快適な道路が完成することを願っております。

この道路の計画策定に当たっては、平成十六年度より、平群町、三郷町の協力を得ながら、県下で初めてワークショップ方式により、計画段階から地域住民が参加して、地域の道路計画を考えるという方法で進めていただいておりますが、現在の取り組み状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

二点目、現在事業を進めていただいている国道一六八号、上庄バイパスについてお伺いします。

上庄バイパスは、中央部約三・二キロメートルが開通しました。そこで、上庄バイパスの未完成箇所である北部分の秋津工区及び南部分の椿井橋のかけかえを計画している椿井工区の現在の状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

三点目、国道一六八号と国道二五号が交差する竜田大橋西詰交差点についてお伺いします。

県ではこの交差点の渋滞対策として、国道一六八号に右折レーンを設置する交差点改良事業を進めていただいております。昨年度、用地買収が完了し、現在の状況と完成の見込みをお伺いいたします。

最後に教育長にお伺いします。

二〇〇九年、全国高校総体奈良県開催について、そして、高校跡地活用についてお伺いしたい、このように思います。

近年、子どもたちの健康問題や体力低下が注目される中、県民のスポーツに対する関心はますます高まりを見せております。また、スポーツは人々の心身の健全な発達や健康の保持増進に役立つと。そして、明るく活力に満ちた社会づくりに寄与するなど、さまざまな効果を私たちに与えてくれます。さらに、競技スポーツに対する人々の関心は高く、特に高校スポーツは県民に根強い人気があり、全力でひたむきに競技する高校生の姿は、人々に大きな感動を与えてくれます。このように、多くの意義を持つ高校スポーツのビッグイベントであるインターハイが、平成二十一年に奈良県を主会場として近畿ブロックで開催され、本県では総合開会式と十五の競技が行われると伺っております。この平成二十一年奈良インターハイは、昭和五十九年に本県で開催されたわかさ国体以来の大規模なスポーツイベントであり、本県スポーツのさらなる発展を目指す意味で、その成功を心から祈っています。

今後は、大会のスムーズな運営と多くの観客の皆さんの受け入れ体制等の準備が大変だろうと思いますが、選手や大会役員、観客の皆さんにすばらしい大会であったと感じていただけるように万全を期していただきたいと願っています。そのためには、本県の高校生が競技力を高めるための活動を支援することが必要でないかと思います。高等学校の運動部の活動を見てみますと、多くの運動部が同じ体育施設を使用しているため、練習効率

や安全面を考えても決してよい状況ではありません。今以上に活動の場が必要であると思います。私は、県立高校の再編により、今後、使用されなくなる学校の体育施設を有効に活用することは大変意義あることだと思っています。土日や長期休業中には、高校生の練習の場として、平日には一般県民のレクリエーションの場となるなど、うまく活用すれば非常に価値のある施設であります。

そこで、教育長に伺います。

まず一点目は、平成二十一年奈良インターハイの開催に当たり、準備作業はどのように進んでいるのか、各競技の開催市町村や総合開会式の会場など、現在の進捗状況と今後の動きについて伺います。

二点目は、高等学校の再編により、今後、使用されなくなる高校の跡地活用についてであります。

本年三月には教育委員会の検討結果をまとめられましたが、今後、インターハイを目指した高校生の活動拠点として、あるいは、県民の皆さんが野球やサッカーなどのスポーツに気軽に利用できる施設として、高校跡地の有効活用をどのように考えておられるのか伺います。

以上、五項目について知事はじめ関係各部長に適切なるご答弁を期待して、この場からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（秋本登志嗣） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）二十五番中辻議員のご質問にお答えいたします。

第一点は市町村合併について三点のお尋ねでございます。

その第一点は、このお示しした合併推進構想において、生駒郡四町が分断された理由、それから、生駒市及び大和郡山市が対象から外れている、あるいは意向反映はどうしたのかと、この種のお尋ねでございます。

今般の構想策定に当たりましては、一つは人口一万人未満の町村の解消ということ、二点目には、新たな市制を施行するということ、三点目には、人口十万人程度以上の市勢拡大という、三つの考え方を基本としておりまして、広域行政の状況、あるいは旧法下の経緯、地理的条件、生活圏域、歴史的なつながり及び市町村の意向等を総合的に勘案して九地域の組み合わせを示したところでございます。

まず、生駒郡を含む地域についてですが、ここの経緯といたしましては、住民発議で合併協議が始まりましたが、結局、住民投票の結果等から合併協議会が解散されたという経緯もございまして、合併推進審議会においても、当初はあくまで七町の合併を目指すべきであるというご意見もございましたが、他方、七町のままでは困難とのご意見も両方あったと、さように聞いている次第でございます。しかしながら、通勤、通学、買い物などの住民の日常生活圏と、鉄道や道路の状況、隣接する地理的な条件、関係町村の意向など、さまざまな角度から検討しお示ししたような組み合わせに落ちついたと、こういうところかと思えます。

また、生駒市及び大和郡山市におきましては、両市とも人口十万人程度の規模を既に備えた市であるということから、今回は、構想対象市町村には位置づけなかったわけですが、これは、将来的には、人口二十万人以上のさらに充実した行政権能を有する市を目指す合併も視野に入れておく必要はあると考えております。

なお、組み合わせの検討に当たり、昨年十月に各市町村長への意向調査を行うとともに、その後、県幹部による市町村長への面談を行うなど、市町村の意向の把握に努めてまいったところでございます。その結果を踏まえ、できるだけ市町村の意向を尊重する方向で検討を行いましたが、一部、合併に消極的な市町村や、旧合併特例法下で合併した市などについても、地域の将来を見据えて、なお合併が必要と考えられる場合は、これらの市町村も含め、組み合わせを示したところでございます。現時点では、一番現実的な案ではないかなと考えている次第でございます。

次に、この構想を示してからの取り組み状況についてのお尋ねでございます。

今般、策定した構想での組み合わせをお示した九地域三十七市町村においては、過去の経緯にとらわれず、地域の将来を見据えて、改めて主体的な議論を十分尽くしていただくことが必要だと考えております。

構想をこの三月三十日に策定、公表後、県の考え方等を各市町村にご理解いただくことが重要となりますので、四月十三日には、全市町村の助役、担当部課長を対象にして構想の説明会を実施。六月初めには、県内を北部、中部、南部の三地域に分けまして、関係市町村長及び議会の長を対象に構想の説明会及び意見交換会を実施しております。

今後とも県といたしましても、ご質問にもお触れいただいたように、少子高齢化の急激な進行、あるいは市町村を取り巻く環境が一層厳しさを増す中でございます。中長期的な視点に立った市町村合併の必要性について、市町村や県民の皆様に理解していただけるような情報を提供することが必要と考えております。今後、市町村と地域住民が議論を十分深めていけるよう、財政支援及び人的な支援など、県としての役割を積極的に果たしていきたいと考えております。

いずれにせよ、それぞれの地域が抱える課題は一樣でございませんので、地域の実情に即した適切な助言も適宜実施してまいりたいと考えております。

次に、合併問題の三点目でございます。知事の勧告権の活用について所見でございます。

市町村合併につきましては、ただいま申し上げました構想を土台に、まずはそれぞれの地域で合併について改めて主体的な議論を尽くしていただきたいというのが県の基本的な考え方でございます。その上で、合併協議会設置の勧告等がございますが、こういう制度がございますが、これは一つの切り札の役割を果たすことになるだろうと考えております。したがって、それを行う場合には、時期や効果を十分に見きわめる必要があり、それぞれの地域の取り組みや議論の状況に応じて勧告を行うかどうかも含めて、どういうプロセスが最も適切かという、個別に検討をしながら対応をしていきたいと考えている次第でございます。



大きな二点目は、食肉流通センターについてのご質問でございます。

食肉流通センターにつきましては、ご質問でお述べいただきましたように、市町村等からの強い要請を受けて設置を決定し、長年月の紆余曲折があった後、平成二年十二月に開場をして、県内の食肉流通の拠点として大きな役割を担ってきたところでございます。

センターの運営に当たりましては、これまでからも活性化、あるいは合理化に向けて、さまざまな取り組みを進めてまいりました。具体的には、県産ブランド牛の大和牛の導入による活性化をはじめとし、食肉公社については人件費及び人員の大幅な削減、さらに、卸売会社においては、従業員の削減及び定年制の実施による人件費の抑制などの合理化を実施してきたところでございます。

こうした中ではございますが、議員もお述べになったとおり、卸売会社の経営状況が依然として厳しい状態が続いております。そうした理由から、会社のより抜本的な見直しが急務になっていることは、私もお尋ねと同様の認識を持っております。

もとより、会社の業務については、と畜解体等の公的性格も強いところから、所要の支援は今後も引き続き行っていく必要があると考えておりますが、会社自身においても、一層の人員及び人件費の削減を軸とした経営合理化について、今後、一段のご努力をいただく必要があると考えております。その方策の検討に入っているところでございますが、今後、今回の議員のご指摘の点も念頭に置きながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） （登壇）二十五番中辻議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、障害者自立支援法にかかわりまして、各市町村に対する支援について、県の取り組み、あるいは今後の課題についてのお尋ねでございます。

障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらず必要なサービスが受けられるよう、サービス利用の仕組みを一元化し、障害のある人々に身近な市町村で責任を持って一元的にサービスを提供することとされております。市町村が大きな役割を担うこととなります。

現在、市町村におきましては、十月の本格実施に向け、障害認定区分、支給決定業務、あるいは、地域生活支援事業の実施や、障害福祉計画の策定など、制度を実際に実施していくに新たな取り組みを行われているところでございます。

県といたしましては、地域生活支援事業を単独で実施をすることが困難な市町村にありましては、障害者自立支援法を円滑に実施をするために開催をしております市町村説明会等の機会をとらえながら、周辺市町村との共同実施の可能性を働きかけているところであります。

特に、地域生活支援事業に位置づけられております相談支援事業は、障害のある人が地域での暮らしを実現するためには最も基本的な支援であり、緊急かつ重要な課題であると考えております。そのため、県といたしましては、広域的な支援の観点から、奈良県障害

者長期計画二〇〇五で設定をいたしました障害者福祉圏域のうち、奈良圏域を除く四つの圏域に、圏内の中核となる相談支援の拠点を設置をし、圏域及び市町村における相談支援体制整備の支援を行っていきたいと考えております。

また、障害福祉計画の策定に当たりましては、市町村それぞれの実情を踏まえ、圏域での課題を把握し、検討を加えながら進めていく必要があることから、各圏域ごとにワーキング会議を開催するなど、市町村とともに取り組んでいるところでございます。

今後とも、制度の円滑な実施に向けて、市町村を支援をしていくとともに、新たな課題や問題につきましましては、市町村との緊密な連携を図りながら、必要に応じて国に対し要望するなどの対応をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 木谷土木部長。

◎土木部長（木谷信之） （登壇）二十五番中辻議員のご質問にお答えいたします。

私には道路整備について、三点のご質問がございました。

まず一点目でございます。県道椿井王寺線についてでございます。

県道椿井王寺線は平群町椿井から王寺町元町に通じる延長二・七キロメートルの地域内の幹線道路でございます。このうち、人家が連担した道路幅員が狭小な区間の整備については、一般県道椿井王寺線検討委員会を設置し、ことし一月、道路の構造や景観及び環境に対する配慮事項などにつきまして提言をいただいたところでございます。

本提言を踏まえまして、拡幅方法や幅員など、基本的な構造を決定するため路線測量を実施する必要があると、その立ち入りを求める地元説明会を今月九日に実施し、了解が得られたところでございます。本年度は、この路線測量を実施し、予備設計に着手するとともに、公図の混乱が著しい勢野地区におきまして、丈量図作成のため、地籍の整理を引き続き進める予定としております。今後、早期に道路構造を決定し、用地買収に入れるよう努力してまいります所存です。

次に、国道一六八号の上庄バイパスについてでございます。

上庄バイパスは、交通混雑の解消を図るため、延長四・二キロメートルの整備を進めておりまして、このうち三・二キロメートルは、平成十一年十月に供用しております。約一キロメートルが未整備となって残っております。

このうち、平群町地内の椿井工区〇・五キロメートルは、交差点の改良及び椿井橋のかけかえを予定しております。用地の未買収地二筆のうち、椿井橋のかけかえに係ります用地につきましましては、地権者が代替地を希望していることから、その調整を行っているところでございます。

また、生駒市小平尾地内で進めております秋津工区〇・五キロメートルにつきましましては、地籍が混乱していた地区で、昨年度は約三千三百平方メートルの用地を取得したところでございます。今年度は残る用地取得に努めますとともに、近鉄東山駅から国道一六八号の

現道までの区間の工事を進めることとしております。両工区とも、残る用地買収及び工事を進めまして、上庄バイパス全体の早期供用が図れますよう努力してまいります。

次に、竜田大橋西詰交差点の改良についてでございます。

国道一六八号と国道二五号が交差する竜田大橋西詰交差点は、主要な渋滞ポイントとして位置づけており、その対策として、国道一六八号に右折レーンを設置する交差点改良事業を平成十五年度から進めております。昨年度、用地買収契約を締結いたしまして、物件移転が先日ようやく完了し、今月末には土地の引き渡しを受ける予定としております。引き続き工事を行い、早期供用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）二十五番中辻議員のご質問にお答えをいたします。

平成二十一年の奈良インターハイの開催準備状況についてと、県立高校再編後の高校跡地の活用についてお尋ねをいただいております。

平成二十一年に本県を主会場に、近畿ブロックで開催いたしますインターハイにつきましては、既に本県で総合開会式と十五の競技を開催することが決定しておりまして、今年度から耳成高校跡地に全国高校総体開催準備室を設置をいたしまして、準備作業を行っております。

総合開会式につきましては、アクセスや会場施設等を考慮しながら、昭和五十九年に本県で開催したわかさ国体の会場地として、実績のある奈良市にお願いをいたしておりまして、また、各競技の会場地の選定につきましては、現在、市町村と調整中でございます。今後、速やかに各競技の会場地を決定してまいりたいと考えております。

次に、二点目の県立高校再編跡地の活用についてでございますが、昨年度、教育委員会で喫緊の課題に的を絞りまして、検討結果を取りまとめたところでございます。

その中で、インターハイのために活用するとして、平成十八年から二十一年までの四年間、耳成高校の校舎を使用して開催準備に当たります。また、平成十九年からは、同校の体育施設などを活用いたしまして、高校生の競技力向上対策事業や、総合開会式関係の練習などに使用する予定でございます。

今後、インターハイ後の耳成高校跡地も含めまして、高校再編跡地につきましては、県民の大切な財産でもあることから、全庁的かつ総合的な視野で、長期的観点に立って議論をする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 二十五番中辻寿喜議員。

◆二十五番（中辻寿喜） ご答弁ありがとうございました。

答弁いただいた中で、特に知事に市町村合併についての件で、私がお聞きしてるのは、なぜ生駒郡の三郷町だけが北H城郡へ行く必要があるのか、大和川を越えて北H城郡に行くのか不思議でならないわけですね。北H城郡が三郷町を欲しいと要望されたんか、それ

とも三郷町が北H城郡へ行きたいというふうにおっしゃったのか、その辺が、各町の意向を考慮してという知事の答弁であったわけですが、実際に、その各市町村に要望をお聞きして、この構想案をされたのか。新聞報道では、理事者の提案どおりにこの構想案が進んでおると、いろんな意見が、この策定委員の中から意見が出たというふうなことも聞いておるわけで、生駒郡は四町あるわけですが、西和七町の合併が失敗したわけでございまして、だめだったわけで、それじゃあ、次の段階はどうしていかうかというふうな形で、一番初めには、生駒郡の合併をやはり考えなければならぬと思っておるときに、我々も知らないうちに新聞報道で、生駒郡は三町、三郷町は北H城郡へ行くというふうなことを聞いて。

そういう市町村の合併を、意向を聞いているのであれば、その構想案をするのが本意ではないかな、このように思うわけで。

それと、生駒市と大和郡山市が、前回もこの構想の中から外れて一市だけだったんですね。それで、市が大きいからかと思ってたら、橿原市は大きいけどもいろんなところと合併をしておると。生駒市と大和郡山市だけがなぜ合併が進まないのか。我々思うのは、やはり二十万都市、三十万都市に、特例市、あるいは中核都市を目指して知事は行きたいというふうなことをおっしゃるとるわけだから、こういった合併が、私は今の知事の答弁では納得いかないわけで、もう少しぐっと踏み込んだ形の、本当に生駒郡は三町でいくんか、それとも変更するんか、ちょっとその辺もお聞きしたい、このように思います。

あとの分が時間がなくなってしまうんですけども、食肉流通センターの件についても、やはり活性化と、それとやはり資金の面で考慮されたいと思います。

それと、生駒郡の道路整備については、これから迅速にもっとスピードアップしていただきたい。やっていただくことはわかっておるんですけども、スピードが全然遅いわけで、特に樺井大橋なんか、もう私来たとき、もう十年前から言うておるのであって、いまだかつてまだ進んでないと。それでよろしく願いたい。

それと、あとはいろいろございますが、時間が来ましたのでよろしく願いたいと、このように思います。ありがとうございます。

○議長（秋本登志嗣） 答弁はいいですか。

◆二十五番（中辻寿喜） そうですね、答弁はやっていただきます。

○議長（秋本登志嗣） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） 再質問にお答えいたします。

市町村合併についてのお尋ねでございます。

先ほども申し上げたとおりであるわけですが、やはりいろんな要素がございますし、人によっていろんな考え方あることはもう当然のことでございます。その中で、やはりご質問にもございましたように合併は進めなきゃならぬ。その中で、どういう組み合わせが妥当かということで、それこそいろんな条件、地理的条件、生活圏域、歴史的なつながり、いろんな角度から総合判断をしなければならぬと、こういうことで議論があった中でご

ざいます。生駒郡を何で分けたんだという話でございしますが、やはり、そういうことを、いわゆる総合を勘案しつつ、一つの線が出されたとは思っている次第でございします。

それから生駒市と大和郡山市が単独ということは、ご質問におっしゃったように、中核市とかそういうクラスを目指すということは一つの方角でございします。先ほどもお答えしたとおり、将来的にはそういうことも視野に踏まえておくことは大切なことだと思いますが、それをこの段階で、この特例法の期間で検討すべきテーマとしては、そこまでいけば理想的かもしれませんが、県といたしましてはそこまでは方針としては出さなかったと、こういうことでご理解いただきたいと思ひます。

なお、市町村長の意向調査でございしますが、これも先ほどお答えしたんですが、昨年十月に各市町村長への意向調査を行うとともに、その後、それをもとにして、県の幹部がそれぞれ市町村長への面談も行っております。そういう形で、意向は承わっております。そういうことを総合的に判断したということで、これを具材に各市町村で、今、お尋ねいただいたようないろんなご意見もあろうかと思ひます。これをベースにしてご議論いただいて、その上で方向を見出させていただくのが一番いいのではないかと考えてる次第でございしますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上でございします。

○議長（秋本登志嗣） 二十五番中辻寿喜議員。

◆二十五番（中辻寿喜） まだまだ疑問点が残るような答弁でありますので、時間がございしませんのでこの辺にしておきます。ありがとうございました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、二十七番丸野智彦議員に発言を許します。――二十七番丸野智彦議員。（拍手）

◆二十七番（丸野智彦） （登壇）議長のお許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

質問に先立ちまして、去る六月十九日ご逝去されました、我らが同僚、笹尾保博議員のご冥福を壇上からではあります、心からお祈りさせていただきたいと思ひます。

今定例会の質問の最後を締めくくる番が私に回ってまいりました。三日間の一番最後、また、世界じゅうの注目を集めるサッカーのワールドカップの真っ最中であります。皆さん、お疲れのことと思ひますが、いましばらくおつき合いを願いたいと思ひます。

さて、県では三十年後の奈良県の将来像を描いたやまと二十一世紀ビジョンと、その将来像を実現するため、今後五年間に主導的に取り組む具体的な施策や主な事業を掲載した、やまと二十一世紀ビジョン実施計画をこの三月に策定されました。私も県政にかかわる者として、ビジョンに示された将来像の実現を願う一人であり、具体の施策、事業が着実に進められることを期待しております。

ところで、三十年後の奈良というものを考えたとき、私は、やはり地元、大和高田市の三十年後はどうだろうかと、まず頭をよぎります。一口に三十年といっても、これはそれなりに長い期間であり、その間にはさまざまな動き、変化があるでしょう。三十年後の大

和高田市の町並みはどうなっているのだろうか、駅前、また商店街やスーパーは、田園風景は、あるいは三十年の間には、市町村合併がなされているのではなかろうかということなど、想像をすれば切りがありません。確かなのは、今と同じということはありません、必ず変化するという事だと思えます。

思い起こしますと三十年前、大和高田市民のだれが今の和高高田市を想像できたでしょうか。少なくとも私には想像できませんでした。当時の和高高田市は、県第二の都市であり、中南和地域の中心都市として、七つの映画館と二つの芝居小屋も有していることから、県内はもちろん大阪からも人が訪れ、商店街はにぎわっておりました。交通の便がよいことから、和高高田市はますます発展するものと、市民のだれもが思っていたのではないのでしょうか。

しかし、現実には皆さんご承知のとおりでございます。今や、県第二の都市は、中和地域の中心都市の座は橿原市に譲り、町のにぎわいや活力が残念ながら乏しい状況にあります。将来に向けて、私は県会議員としても、また、一般一市民としても、和高高田市がにぎわいを取り戻し、魅力ある地域づくり、地域再生が進むことを願うとともに、それが中南和地域の発展にもつながるものと思っております。そういったことから、今回の私の質問は、今後の和高高田市の発展、ひいては中南和地域の発展に向け、地域が抱える諸課題を中心に、具体的な取り組みなどをお尋ねしていきたいと考えております。

少し前置きが長くなったかもしれませんが、それでは質問に入らせていただきます。

まず最初に、地域産業の振興について伺いたします。

我が国の経済は、六月月例経済報告によると、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるとされておりますが、本県の状況を見ますと、消費や投資の足取りも本格的な回復とはいいがたく、回復が地域に浸透するには、なお時間が要するのではないかと認識しております。

私の地元であります和高高田市でも、かつては中和地域の商都として、また繊維など、工業の中心地として大いに発展してまいりました。しかし現在は、大阪の通勤圏としてのマンションの立地は増加していますが、その一方で空き家が増加し、商店街ではシャッターを閉められている店舗も見られ、空洞化が進み、かつてのにぎわいが低下しております。

また、工業においても、海外製品との競合など、経済のグローバル化の影響や、原油価格高騰の影響など、企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いており、特に中小企業を多く抱える本地域にとっても深刻な課題となっております。このような状況の中、地域を活性化させ、地域にかつてのにぎわいを取り戻すためには、戦略的な商工業施策が必要と考えます。県では、平成十七年三月に、なら産業活性化ビジョンを策定され、産業活性化に向けた重点策を明確に示し、その実現に向けた取り組みが行われていると承知しております。

そこで、とりわけ和高高田市で大きな課題となっている、かつてからの地場産業である繊維産業への振興策や商店街の活性化策について、また広域地場産業振興センターに設置

され、今、話題となっているインキュベータ施設の運用について、どのように取り組まれようとしているのか商工労働部長にお伺いします。

続いて、今年度の新規事業である地域にぎわい創出事業についてお伺いします。

全国的にも、地方都市の中心市街地における居住人口や商店の販売額の減少が続いており、依然として厳しい環境に置かれております。本県でも、大和高田市のように空洞化する商店街がある中、地域に人を呼び戻すため、個性的で魅力的な地域づくりなど、地域の再生に向けたまちづくりが切に期待されているところであります。

このような中で、ことし、大店立地法、都市計画法、中心市街地活性化法、いわゆるまちづくり関連三法の見直しがされ、今後、中心市街地の活性化に向けた取り組みが一層進むのではないかと考えております。しかしながら、まちに住まう人のまちを愛する気持ち、道や川といった環境を大切にする気持ちがまちづくりの必要な要素ではないかと考えています。県では今年度、新たな県民参加型事業として、まちづくりのきっかけとなる、地域にぎわい創出事業を創設し、地域のいろいろな人と奈良県が協働して、気運の醸成に向けた地域活動の仕掛けづくりをされるようですが、誠に時宜を得た事業であると思います。

そこで、この事業の概要、現在の状況、今後の取り組みについて、土木部長にお尋ねします。

次に、大和高田市域の道路整備について土木部長にお伺いいたします。

大和高田市周辺においては、平成十五年に南阪奈道路が供用されたほか、ことしに入って京奈和自動車道の和・御所道路大和区間及び五條道路が相次いで供用されたところであります。周辺道路の渋滞が緩和されるとともに、大和高田市と大阪圏、奈良北和地域などとの結びつきが強くなり、利便性が大きく向上いたしました。今後、さらに京奈和自動車道大和・御所道路の御所区間が供用されると、周辺道路の交通が分散されるのではないかと期待しております。

しかしながら、大和高田市域においては、南北の幹線道路が少なく、京奈和自動車道が完成したとしても、国道二四号と京奈和自動車道の間に、南北道路の整備が必要であると考えます。その南北道路としては、県道大和高田御所線と葛城川堤防道路が考えられますが、県道大和高田御所線は幅員が狭く、沿道は住宅が密集し、長年拡幅するのは困難な状況が続いております。一方、葛城川堤防道路は、幅員の狭い箇所はあるものの、拡幅により支障となるような住宅などは少なく、また、大和高田市総合公園や清掃センターなどの公共施設があり、そのアクセス道路としても重要な道路と言えます。現状でも、国道二四号の利用を避け、多くの交通がこの道路に入り込んできております。したがって、県道の代替機能として、葛城川堤防道路を拡幅し、周辺地域の交通環境の改善を図ってはどうかと考えているところであります。このことについて、昨年、土木部長に質問させていただき、この堤防道路の活用も含め、当地域の道路網のあり方を検討すると答弁をいただきました。



そこで、現在の取り組み状況と今後の見通しについて土木部長にお伺いいたします。

次に、葛城川の整備についてですが、現在、御所市役所前で事業を実施されており、この流域の治水対策にご努力いただいていると認識しております。しかし、近年のたび重なる台風や局所的な集中豪雨などにより、全国各地で発生している水害の状況を見ますと、葛城川ではこのような水害に見舞われる恐れはないのかと懸念されているところであります。これまでも着実に進められておりますが、この葛城川の一部の大和高田市奥田付近では、未改修区間が依然として残されており、奥田地区周辺地域の安全・安心を確保する上で、ぜひとも早期に河川改修に取り組む必要があるのではないかと考えているところであります。さらに、当該地域の近傍には、さきに述べました大和高田市の公共施設があり、また、右岸側には大きな団地も隣接している状況にあることから、河川整備に当たっては、地域住民の憩いの場としての有効活用を図るとともに、親水性を持たせた整備ができないものかと考えているところであります。

そこで、葛城川の整備に係る今後の考え方について土木部長にお伺いいたします。

最後に、警察本部長にお伺いします。

昨今の治安情勢の深刻化や、一昨年十一月に発生し、全国民を震憾させたあの痛ましい女子児童誘拐殺人事件を契機として、子どもの安全と平穏な生活を守るために、子どもを犯罪の被害から守る条例が全国で初めて制定され、施行から約一年が経過しました。この条例は、県内で二度とこのような痛ましい事件が起こらない、起こさせないという強い思いで制定されたものと認識しております。

条例制定後、県警察におかれましては、条例の周知徹底を図るとともに、関係機関や各種ボランティアの方々との連携を強化するなど、ご努力により、子どもの見守り活動など、子どもの安全を確保しようとする気運が盛り上がり、県内においては、子どもを対象とした大きな事件は発生していないところであります。これも本条例の制定効果があらわれているのかなと考えているところであります。

しかしながら、誠に残念なことでありますが、全国的には、広島県や栃木県におきましては、本県と同様に、下校中の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が連続して発生しました。また最近では、秋田県において、下校途中の男子児童が自宅を目前にして行方不明となり、その後、遺体で発見されるという、本当に心を痛める事件がまたもや発生したところであります。このように、子どもが被害に遭う事件が発生しますと、当該発生地域のみならず、県民の方々、特に同年代の子どもを持つ保護者をはじめとして、関係各位の不安は計り知れないものと察するところであります。警察のご努力で犯罪が減少しても、県民が感じる治安は非常に悪いと感じ、行く末に不安を抱くものであります。

そこで、警察本部長にお伺いします。

条例制定後約一年が経過し、相当の成果が現れていると思いますし、また効果についても検証されていると思います。県民の不安を払拭するため、具体的な検証結果に基づく条

例制定効果についてお答えいただくとともに、今後の推進方策についてどのように考えておられるのかをお答え願いたい。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長（秋本登志嗣） 奥田商工労働部長。

◎商工労働部長（奥田喜則） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えをします。

地域産業の振興についてのご質問と、インキュベータ施設の運用についての対応についてのご質問でございます。

まず、地域産業の振興につきましては、なら産業活性化ビジョンの、ものづくり新事業展開プロジェクトを推進し、繊維、プラスチック等の産業をはじめとした地域産業フォーラム事業を実施しているところでございます。特に、繊維の産業フォーラム事業につきましては、奈良県広域地場産業振興センターを中心に、繊維関連企業が協働して、新たなブランド化に向けて、商品開発や販路開拓に取り組んでいるところでございます。具体的には、葛根繊維や発熱ウールを活用した繊維製品の商品化、奈良文化をイメージした、N A R A－S A K U R Aブランド製品の海外市場開拓、それから、高付加価値製品づくりに加えて、新規販路開拓戦略として、有限責任事業組合を立ち上げて、積極的な取り組みを行っておられるところであります。

また、商店街活性化につきましては、商店街の空き店舗を活用した文化教室などの開設や、静御前ゆかりの地を活用したイメージキャラクターづくり、個店の魅力を高める商品やサービスを開発、発掘する一店逸品運動などの取り組みに対して支援をしているところでございます。

さらに、今年度から、なら産業活性化ビジョンにおきまして、重点テーマとしております魅力ある商業空間の形成のために、高田地域をモデル地域に選定をして、活性化のための事業計画策定等に対しても支援することとしております。

また、インキュベータ施設につきましては、起こす業、起業を促進するため、本年四月から広域地場産業振興センター内で県内で二カ所目の運用を開始をしたところでございます。このインキュベータは、業種を問わず、創業を志す起業家に対し、活動拠点として二十四時間利用可能なオフィスを低家賃で提供するとともに、専門家による経営指導などを通じて、起業家の育成、成長を図り、地域経済の次代の担い手の創出に努めているところでございます。

今後とも、県といたしまして、地域産業振興、商店街振興に対しまして、一層の努力をしてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 木谷土木部長。

◎土木部長（木谷信之） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点目、地域にぎわい創出事業についてでございます。

この事業は、道、川、公園などを舞台にした活動を、自治会、商店街、NPOなどの方々と県職員が一緒になって取り組み、魅力的な地域をつくり出そうとするもので、今年度から新たに取り組んだものでございます。

現在までに、一部の土木事務所で、住民、まちづくり活動の代表者、青年会議所の方々と意見交換、ワークショップの開催準備などを進められたところでございます。テーマといたしましては、カヌーを利用したリバーウォッチング、旧街道や宿場などを活用したまちの再生といったようなものとなっております。

今後は、これらの取り組みを市町村とも連携し、県内の全事務所に広げていきたいと考えておりまして、これによりまして、社会基盤でございます道、川、公園などを大切にす意識の醸成に、また、こうした活動が地域に定着し、来訪者が魅力を感じる地域づくり、まちづくり、にぎわいづくりにつながるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、大和高田市域の道路整備についてでございます。

現状の大和高田市周辺の道路網は、主要な幹線道路として、南北方向では国道二四号、東西方向では大和高田バイパスのみであり、これらの道路に交通が集中している状況でございます。したがって、京奈和自動車道大和御所道路の御所区間の整備は、大和高田市周辺の南北交通の円滑化に効果的であり、御所区間の整備が最重要かつ緊急の課題だと考えております。

この御所区間の整備効果を十分に発揮させるためには、御所インターチェンジへのアクセス道路の整備もあわせて必要です。このため、将来の道路網計画を見通した上で、整備の優先順位を決定する必要がある、また、その際には、葛城川堤防道路を含む既存の道路網を活用することが費用対効果などの視点から有効であると考えております。

そのため、今年度から、周辺道路の渋滞状況、交通事故等の状況、現況の交通量の調査を行い、御所区間完成後の将来交通量の分析を行った上で、効率的な道路網を検討していくこととしております。

三点目は、葛城川の整備についてでございます。葛城川は昭和五十三年の大和高田市内の浸水被害を契機に、昭和五十五年度に曾我川との合流点から柳田川合流点までの約十四キロメートルの区間につきまして河川改修に着手したところでございます。これまでに、延べ九・五キロメートルの区間の改修が終わったところでございます。

現在、御所市栄町地内の県道御所停車場線から宮前町地内の柳田川合流点まで、約八百メートルの区間において河川の断面を拡幅する工事を実施しているところでございます。

ご指摘の大和高田市奥田地内については、河川の断面が不足しておりまして、まだ一部用地が取得できず、工事が未着手となっておりますが、当該地域の工事に早期着手するため、残る用地の取得に向け、理解を得られるように努めてまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のように、この地域には、大和高田市総合公園や葛城市新庄スポーツセンター等があることに配慮をいたしまして、地元の要望などを踏まえながら、大和高田

市、葛城市と連携を図り、親水性のある河川空間の創出に向けた検討もあわせて行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 菱川警察本部長。

◎警察本部長（菱川雄治） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えいたします。

私には、子どもを犯罪の被害から守る条例についてお尋ねでございます。

本条例の施行後、一年を経過しようとしておりますが、この間も他府県では子どもが被害者となる痛ましい事件が後を絶たない状況にございます。幸いにも、本県では、同種事件の発生を見ておらず、議員ご指摘のとおり、本条例の施行が子どもに危害を加える者に対する抑止につながったのではないかと考えているところでございます。

具体的な条例の効果といたしましては、子どもを守る地域の取り組みが活発化しており、自治会等による登下校時の見守り活動、危険箇所の点検、安全マップの作成などが積極的に行われましたほか、昨年六月末には、三百七十六人、四十二台でありました青色防犯パトロールが、本年五月末現在では二千九百九十五人、四百五十五台と大幅に増加しておりますし、また、地域の安全を担う自主防犯団体の数も、昨年六月末の三百二十五団体から本年五月末で六百一団体と拡大してきております。

子どもの安全を守るための職域団体も、条例施行前には八団体であったものが、五月末現在で十七団体となるなど、子どもの安全の確保につながる自主防犯活動が積極的に行われているところであります。また、条例で禁止行為として規定されております、子どもに不安を与える行為や、子どもを威迫する行為に該当するような事案の発生数を、本条例施行前後で比較してみますと、施行前においては、一カ月平均九・一件の発生であったものが、施行後は、一カ月平均六・二件の発生と減少するなど、本条例による抑止の効果が徐々にあらわれているのではないかと考えております。

ちなみに、本条例は、子どもを犯罪の被害から守ることに的を絞った初めての条例でありますことから、他府県の関心も大変に高い状況にございまして、他府県からの行政視察や問い合わせも、絶え間なく続いております。

県警察では、他府県での子どもが被害者となる凶悪事件の発生などを受けまして、子どもの安全に対する県民の不安はまだまだ解消されるには至っていないと考えておりまして、今後とも実施施策の検証を行い、効果の低いものは見直し、効果的な対策は継続強化しつつ、関係機関、団体等連携し、また、地域住民の方々と手を携えて、条例の目的である子どもの安全の確保に最善を尽くしてまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 二十七番丸野智彦議員。

◆二十七番（丸野智彦） ただいまは、商工労働部長、土木部長、そして警察本部長、お答えをいただきました。私といたしましては、おおむね了とするお答えをいただいておりますが、土木部長に若干の要望がございます。

先ほど、前向きに答弁をしていただいております県道大和高田御所線ですが、本当に厳しいこの状況にあるわけでありますが、長年、地域の皆さんにご迷惑といたしますか、交通の不便さを強いているようなところがあります。そういった意味では、できるだけ一日も早い着工ができますように要望をさせていただきたいと思います。

もう一点は、本当にこの葛城川の整備につきましても、具体的な答弁もしていただいているようにも私感じておりますので、これも一日も早い着工を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋本登志嗣） これをもって、当局に対する一般質問を終わります。

○議長（秋本登志嗣） 次に、平成十八年度議案、議第五十一号から議第六十号及び報第一号から報第二十二号並びに平成十七年度議案、報第二十九号及び報第三十号を一括議題とします。

ただいま上程中の各議案については、調査並びに審査の必要がありますので、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（秋本登志嗣） 次に、請願二件、陳情一件を上程します。

お手元に配布しております文書でご承知願います。

（経済労働委員会）

請願第十九号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」

及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書

請願者 東京都新宿区四谷一丁目2番地  
全国青年司法書士協議会  
会長 大部 孝

紹介議員 山本進章  
中野雅史  
安井宏一  
岩城 明  
田尻 匠  
國中憲治  
新谷紘一  
川口正志

《請願の要旨》

[請願事項]

奈良県議会が、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」といいます）及び「貸金業の規制等に関する法律」（以下、「貸金業規制法」といいます）を下記のとおり改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願致します。

#### 記

- 一 出資法第五条の上限金利を、利息制限法第一条の制限金利まで引き下げること
- 二 貸金業規制法四十三条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 三 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

#### 〔請願趣旨〕

一、今日、破産申立件数は、平成十四年に二十万件を突破して以来、平成十五年二十四万件、平成十六年二十一万件と依然として二十万件代という高水準にあります。

サラ金・クレジット・商工ローンなどで多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めています。

また、警察庁の統計によれば、平成十五年度の経済的理由による自殺者は八千八百九十七人にもものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪などの被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題であります。

二、多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられます。

現在、消費者金融・クレジット・商工ローン等の貸金業者に認められている上限金利は年二九・二％ですが、この出資法の上限金利については、平成十五年七月、ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）制定の際、同法施行後三年を目処に見直すこととされ、その時期は平成十九年一月とされています。

即ち、平成十八年の国会でこの問題が取上げられることとなり、法改正に向けて本年は極めて重要な時期にあたります。

三、現在、わが国の公定歩合は年〇・一〇％、銀行の貸出約定平均金利は年二％以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年二九・二％という出資法の上限金利は異常なまでに高金利であります。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が二割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れません。年収が二百万円、百万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情です。突発的な資金需要、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、誰でも家計を圧迫し返済困難に陥るのは目に見えています。

四、リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要です。

五、一方、貸金業規制法四三条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払と「みなす」と規定しています。いわゆる「みなし弁済」と呼ばれる規定です。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認めるみなし弁済規定の存在が貸金業者の利息制限法違反金利での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのです。

すなわち、強行法規である利息制限法の制限金利が年一五～二〇%とされ、これを超えた利息は民事上は無効であり、返済義務が無いとされているにもかかわらず、出資法の上限を超えない限り罰則の対象とならないことから、大手を始めとするほとんど全ての貸金業者は年二五～二九%の約定金利で貸付を行っています。

そもそも民事上無効であるはずの高金利による営業が許されていること自体が問題であり、このことが多重債務問題の最大の要因であるといっても過言ではありません。

現実には同条の「みなし弁済」を認める条件を満たした営業を行っている貸金業者は皆無に等しく、債務整理や訴訟においては利息制限法に基づいて債務額を確定し、過払金があれば債務者に返還することが実務の常識でさえあります。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法四三条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえます。

従いまして、貸金業規制法四三条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきであると考えます。

六、同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要はなく、日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年五四・七五%という特例金利は直ちに廃止する必要があります。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年五四・七五%という特例金利も直ちに廃止すべきであると考えます。

七、尚、以上の趣旨に基づき、別紙のとおり全国各地の地方議会においても意見書採択の決議がなされていることを申し添えます。

-----

(総務警察委員会)

請願第二十号

奈良県少年補導に関する条例の施行中止を求める請願書

請願者 生駒郡平群町榎原七五五一二  
少年補導条例を考える会  
事務局長 宮本次郎  
外 二千三百六十八名

紹介議員 山本保幸  
田中美智子  
今井光子  
山村幸穂

《請願の要旨》

[請願事項]

一、少年補導条例の七月一日からの施行を中止すること。

[請願趣旨]

三月二十四日の県議会本会議において「奈良県少年補導に関する条例」が成立しました。日本弁護士連合会会長の反対声明、奈良弁護士会会長の反対声明に続き、近畿弁護士連合会が反対決議をあげるなど、様々な問題点が指摘され、反対の声が全国的に広がる中での強行です。

マスコミでも大きく報道され、新聞各紙も「異論封じぬぐえず」(毎日)、「県警”適正に運用”、弁護士会施行凍結求め運動」(読売)、「子どもを追い詰める、拙速・・・保護者らも強い不信感」(奈良)の見出しで報じました。

本条例は、青少年の犯罪でもない行為を不良行為と規定し、保護者や県民の義務や責務、警察職員の権限などを定めるというものです。少年の非行防止や立ち直り支援は、教育・福祉の諸施策の充実によってこそ実現すべきもので、このことは「少年非行予防のための国連ガイドライン」や内閣府の「青少年の育成に関する有識者委員会報告書」にも明確です。

奈良県でも、学校や地域社会、福祉機関や医療機関などの連携を強め、全県民的な議論のなかですめるべきものですが、県民的な議論は十分になされていません。

本条例の七月一日からの施行を中止するよう求めます。

以上

-----  
(建設委員会)

陳情第四十二号

神南四丁目のマンション建設に関する陳情書

陳情者 斑鳩町神南四一九一二一



笠町自治会一同

会長 吉野俊明

《要旨》

日頃、奈良県民のためご尽力賜り感謝申し上げます。

さて本年二月四日、当笠町自治会に対し、上記販売型共同住宅三棟（地下一階・地上五階・全百四十八戸）の建設について事業主による住民説明が行われました。設計どおりに施工されますと、斑鳩町の西南の玄関口ともいべき丘陵地、一万五千㎡全面の植生を剥ぎとり、替わって巨大なコンクリートの壁三層が現出することになります。

当該地は、遠くは聖徳太子斑鳩の宮造営の時代、聖なる山（神南備山）地続きの鎮守の森として、また近世以降は恵み豊かな里山として、平成の現在迄、奇跡的に保存されてきた植生であり、一度失われれば再び取り戻すことのできない、斑鳩町のメインストリート国道二五号に接する唯一、最大、最後の貴重な緑地であります。

この建設による二年間に及ぶ工事期間を含め、工事完成後も、良好な景観・環境を求めて住居を定めた近隣住民に、振動・粉塵・汚水・日照・強風・電波・プライバシー等々諸々の侵害障害がもたらされることになります。

既に、当笠町自治会に隣接する紅葉ヶ丘、三室町自治会におきましては、二百六十二世帯四百九十九名署名による「生活環境と景観を守る協約書」が締結されており、過去にこれを基に当初五階建ての共同住宅の予定を三階建てに変更させた経緯もあり、尚且つ、この度の建設予定地もその協約の対象とする区域内に含まれております。

国においては、昨年十二月に景観法が施行され、本年三月三十日、最高裁は、地権者だけでなく近隣住民にも景観利益を認定する判決がなされました。このことは、建設業者は利潤のみを最優先させることなく、景観を損なわず調和できる住宅建設を行う義務があり、同時に、行政側にも、住民の求める良好な景観と環境を守る責務を自覚することを求めたものと理解されます。

耐震偽装事件以後も、コスト重視・安全後回しの業界体質は根本的には何等変化ないものと思われます。今回のマンション建設の主体についても、当自治会からの再三にわたる住民説明の要求にもかかわらずいまだ返答は無く、その間に元請け業者が手を退き、技術者出席による確たる住民説明もないまま現在に至っております。このマンション計画においては、斑鳩の住民と行政に対して「住むに値し、訪れる魅力を備えた”まち”斑鳩にふさわしい環境とは何か」「なにをもって歴史の”まち”斑鳩の景観とするか」が問われているものと考えます。

当該地は県立三室病院至近の物件であり、本来、自治体が取得してしかるべき価値があるものと思われます。

県議会におかれましては今後もひきつづきこの件に関心をお持ちいただき次世代、次々世代と将来にわたって良好な環境と景観を引き継ぐことができますようご配慮いただきますよう陳情いたします。

-----  
○議長（秋本登志嗣）　なお、請願は、調査並びに審査の必要があると認めますので、所管の常任委員会に付託いたします。  
-----

○議長（秋本登志嗣）　次に、四十七番梶川虔二議員より、意見書第五号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十七番梶川虔二議員。

◆四十七番（梶川虔二）　意見書第五号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第五号

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書（案）

個人の破産申立件数は、年間二十万件を超える高水準にある。その多くは消費者金融、クレジット及び商工ローン等で多額の債務を負った多重債務者や中小零細事業者であり、リストラ、倒産による失業や収入減などを理由とする「不況型」「生活苦型」の自己破産が大半を占めている。この多重債務問題が、自殺や犯罪等を引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題となっている。

このような破産者や自殺者、多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」が挙げられる。

現在、わが国の公定歩合は年〇・一％、銀行の貸出約定平均金利は年二％程度という超低金利状況の中、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）の年二十九・二％という上限金利は異常なまでに高金利であると言わざるを得ない。

リストラ、倒産による失業や収入減などの厳しい経済状況の中で、一般市民が安心して生活できる環境のためには、出資法の上限金利を利息制限法の利息まで引き下げることが必要である。

また、「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という。）第四十三条において、利息制限法の制限金利を超える利息を一定の要件のもとに認めるいわゆる「みなし弁済規定」があり、これが多くの多重債務者を生み出す要因となっている。

さらに、出資法の附則において日賦貸金業者、電話担保金融に対して年五十四・七五％という特例金利が許されており、日賦貸金業者による被害、また、電話加入権も実質的な財産価値を失いつつある今日において特例金利はその存在意義が失われている。

よって、国におかれては、次の事項について改正されるよう強く要望する。

- 一　出資法第五条の上限金利を、利息制限法第一条の制限金利まで引き下げること。
- 二　貸金業規制法第四十三条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 三　出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 四　悪質・違法な取り立てに対する取り締まりを強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年六月二十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（秋本登志嗣） 九番田中美智子議員。

◆九番（田中美智子） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第五号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書案に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） 三十二番高柳忠夫議員。

◆三十二番（高柳忠夫） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第五号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書案に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りいたします。

意見書第五号については、四十七番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議ないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

○議長（秋本登志嗣） 二十三番粒谷友示議員。

◆二十三番（粒谷友示） 常任委員会開催のため、明六月二十七日から二十八日まで本会議を開かず、六月二十九日に会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されることの動議を提出します。

○議長（秋本登志嗣） お諮りします。

二十三番粒谷友示議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起る）

それでは、さように決し、次回六月二十九日の日程は、各常任委員長報告及び議会運営委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会いたします。

△午後四時十三分散会